

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

当局より、環境整備課長の欠席届けがありました。

代理に副課長に出席をいただいております。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第55号 只見町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第55号 只見町情報公開条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

今回、条例改正をお願いをしたい趣旨ではありますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、国の法律ではありますが、これの一部改正に伴いまして所要の改正をしたいということをお願いをするものであります。

改正の内容ではありますが、不開示情報、開示しない情報としての個人情報の定義を明確化するということでもあります。

具体的に申し上げます。ただ今お配りを差し上げました、左方に議案第55号資料とある資料をご覧をいただきたいと思います。左側が改正後、右側が改正前ということになってございます。情報の開示義務第7条ではありますが、資料の中段をご覧をいただきたいと思います。

す。左側にアンダーラインの引いてある部分があります。(2)とあるところの2行目の後段になりますが、(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第10条第2項において同じ。)ということになってございます。こういったことで、その他の記述等とありましたものを、カッコ書きで文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、ということ具体的に明示をするという改正を今般お願いをしたいものであります。冒頭申し上げましたように、国の法律改正に伴いましての所要の改正のお願いであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(齋藤邦夫君) これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番(山岸国夫君) 国の法改正に伴うというものでありますけれども、この改正案の中のカッコつきのアンダーライン引いてある、文書、図画、電磁的記録、若しくは記録され、また音声、動作、その他の方法というふうに記載されておりますけれども、只見町の場合は、これらの文書というのはどういうのを指すのか。図画は何を指すのか。電磁的記録は何を指すのか。音声、動作、この辺も含めてどういう文書やその記録を指して、こういう表現になっているのか。その辺を詳しく説明をお願いします。

○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。

○総務課長(新國元久君) 具体的にということですので、例示でご理解をいただきたいと思いますが、まずあの、文書ということですので、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等でありますので、例えば、公文書でありますうちに、そういった当該情報が含まれるものということでありまして、図画ということになりますと非常に広い範囲になりまして、一般的に絵ということのイメージがとおりかと思いますが、そういったことでもない。ポスターも含まれる。何等も含まれるということになろうかと思いますが。電磁的記録ということになりますと、個々に記載あるいは記録ということになりますと、今、パソコン等があります。電子計算機を使った記録等があると思います。音声、動作、その他の方法ということですが、音声ですと録音ということがあるとは思いますし、こういった方法を用いて表される一切の事項ということになりますので、あらゆるシーンでの氏名、生年月日、その他の記述等ということですので、あらゆるものということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 心配なんで、みみずの心配のようなことかもしれませんが、今あの、そういったサーバーなり、ファイルに侵入する、そのウイルスを先般、中学生がつくって、売っておったと。あるいは大きな話をすれば、北朝鮮のハッカーとか、ものすごく話題になってますが、そういった意味で、私もあの、実際にそういったことを昔やったことがあります。なんで、ある種の、何というわけにはいきませんが、そういったもので、こじ開けられたりするということに対しては、ごく近頃ではウイルス対策、(聴き取り不能) 対策についてはどのような会議をされたか。それを教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ウイルス対策ということではありますが、昨年まで行っておりました情報系のデータと内部の業務系のデータの分離ということがございます。それには、ひとつは、国・県とのやりとりに使いますLGWANという手法がございますが、その部分の強化ということで昨年させていただきました。もう1点はセキュリティクラウドということで、これもあの、一般的に外部と繋がる部分になります。これもあの、セキュリティの強化ということで昨年実施をさせていただいております。しかしながら、やはりあの、昨年、議員おっしゃったように、いろんな手法でアクセスする可能性もありますので、内部向けには、いわゆるLGWANには入ってこないわけでありましてけれども、その通常の情報系のパソコンに入ってくるメール等、これの開封に関しては十二分に注意をするようにということで、当然、セキュリティのソフトも使いますけれども、職員に対してもそういったことで文書等で、あるいはメール等をお願いをしているところであります。やはりあの、こういった技術的な進歩はありますので、こういったことで漫然と安心をしているのではなく、常に情報を仕入れながら、対応をしていかなければならない事案だなというふうに感じてはおります。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 私も知っておったつもりですが、今、LGWANの運用を行っている会社があると思うんですが、何らかのそのウイルス対策や事故があった時の対応というのは、LGWAN何だっけな、そこで責任を持って対策をするということで我々、承知していいんでしょうかね。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 保守管理の部分であると思いますが、それは、そういった契約をしておりますし、その事故の事象によって責任の範疇というものは変わってくるかと思いますが、その一般的に契約に含まれる事象については、議員おっしゃるとおりというふうに理解をしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 個人情報はいいんですけど、あまり厳しくし過ぎていて、ちょっと例をいいますと、今ちょっと、私の部落、老人クラブのその名簿を作ってるわけですよ。それで、今度、来年、会員になるのが誰なのか、まったくその、役場に聞いても個人情報ですから手に入らないということになりますと、やっぱり1軒1軒あたるとか、なんか、手が非常にないわけですよ。で、今度ほら、88のお祝いとか、なんかというの、慶弔費出すわけなんですけども、その場合ですね、個人情報、あまりきつくなっちゃうと、まったくあの、手に入らなくて困ってるんですけど、そういう場合のその、調べるといとか、教えてもらえるといとか、本人に聞くしかないとは思うんだけど、ちょっと厳しすぎる、厳しすぎじゃないかと思うんですよね。町うちの人、これ、4,000人ぐらいしかいないんだから、一人一人の生年月日ぐらい、別にどうってことない俺は思うんだけど、なんか、そういう、逆な方法というのはないもんですかね。もう、とにかくあの、なんかあると役場に聞いてみようかという、個人情報の関係でだめだよって、もうすべて断られちゃうんだけど、その、まあ、今の話と逆なんだけど、その対策といとか、それ、なんか考えてもらいたいと思うんですけど。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今の件であります、以前はやはりあの、こういったものが厳しくない時代にはあの、名簿をお配りをするといった事例もありました。しかしながら、昨今、厳しくなってからは、こういったものが法で規制をされておまして、議員おっしゃったように、集落の中の大方の方は、それで良いというふうにおっしゃっていただけるんだかもしれません。そうでない方も中にいらっしゃるということでありまして、画一的にあの、今現在お出しをするということとはできない状況でありますので、まずその点をご理解をいただきたいと思います。そういったうえで、何らかの手法で、そういったコミュニティでありますとか、集落活動維持できるようにということは、工夫といえますか、検討はさせていた

だきたいと思いますが、こういった手法でお示しをできるかということは、今現在こう、ここで明言といいますか、お話しできる段階ではございませんので、申し訳ありません、ご理解をいただきたいと思います。実情は十分理解はしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 今のにちょっと関連してですけども、個人情報保護法というのができて、あちこちで弊害といいますか、言われているのは、このポリシーが誤解されていると。個人情報保護法というのは決して、なんでもかんでも開示しないと定めた法律ではなくて、開示できる部分もあると。それから運用の仕方によっては開示できるっていう、そういった部分、規制されていたと思いますので、これは世の中に広く広まっている誤解の一つなんですね。まったく何も開示できない、もしくは嫌なときには個人情報だからって一言いえば、何も開示できないっていうふうに思われているんですけど、この法律のポリシーっていうのはたぶん、そこになくて、運用の中では開示できる部分もあるというのがありますけれども、一切何もできないというのが世間に広まっている、これ、誤解だと思いますから、その辺の運用ポリシー、よくご確認いただいて、開示可能な部分は法令に則って開示しているということを町民の皆さんにも伝えながら、この誤解をですね、世の中の誤解を部分的にも解ければいいかなと思いました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ありがとうございます。おっしゃるとおりでありまして、国も基本的に保護しなければいけないところは保護ということではありますが、個人情報の適正且つ効果的な活用。これが新たな産業の創出等に資するものであると、こういった場合には部分的に開示をできるものもございます。そういった法令の上で、できないものとできるもの、こういったものを区別して対応していかなければいけないと思いますし、おっしゃるようなその、なんでもかんでもできないんだということに関しては、そうではないよということでできるものをお出しするときには、そういった部分も改めてお示しをしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この条例改正案の冒頭に、国の法改正に伴うという説明で始まりま

したけれども、この国の法改正というのはどういうものなのか示していただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 国の法律改正、冒頭申し上げましたが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律というふうに承っております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 11番、反対討論であります。

先ほど質問いたしましたように、第7条第2項の記述等の次に、かなり今回、この次の議題で提案される個人情報保護条例の一部改正する。これと緊密に結びついている条例と理解しております。で、一般的には、先ほど道庁議員からもありましたように、情報公開は原則的には公開するという、本来の趣旨は行政機関が保有する情報、原則公開というのが原則だというふうに思っております。しかし、先ほどのこの条例案の提案の国の法律との関係で述べられましたが、これ、昨年の国会で、行政機関の保有する個人情報の適正且つ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現のために資する整備に関する法律というのも関連して個人情報保護法と、この情報公開条例と一括して国においては改正が行われたものであります。で、この提案されているものを見ましても、これまでの個人情報を詳細にしております。アンダーラインのところはその詳細の指定になるというふうに理解しますが、これまでの範囲より、この指定は拡大されているものでございます。そういう意味では、個人情報の理由に非開示情報が拡大されるのかという懸念も持た

ざるを得ません。この間、国会議員の森友学園、加計学園問題に関する国への資料要求の中でも、通称、のり弁と言われる黒塗りの文書が開示がされていて、これでは情報開示の趣旨が活かされたというふうには思っておりません。そういう点では、たしかに今回の町の情報公開条例、一部分の細部に指定が細かくなっておりますけれども、冒頭申し上げましたように、個人情報保護条例との関連で一括して国では採択されており、それに基づいての町のこの条例改正というふうになっておりますので、後でまた個人情報保護条例の中では意見を述べたいと思いますけれども、これとセットになっての懸念がありますので、先ほど述べたような非開示情報が拡大するんじゃないかという懸念が私は持っております。そういう点での条例案には反対であります。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 只見町情報公開条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号 只見町情報公開条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第2、議案第56号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付、許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） では、議案第56号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

今回の条例改正であります。これもあの、国の法律改正によるものでございます。ちょっと長いんですけども、先ほど山岸議員おっしゃった法律であります。行政機関等の保有する個人情報の適正且つ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律。いわゆるあの、行政機関個人情報保護法等改正法という法であります。この改正による町の条例改正をお願いをするものでございます。

今般、個人情報保護条例の中でお願いをしたいのは、今ほどお配りをしました議案第56号資料というふうに左方にあるものをご覧いただきたいと思っております。左が改正後、右が改正前ですが、第2条とありまして、アというところにかなりアンダーラインが引いてございます。具体的には個人情報の定義、ここで謳っておりますので、この明確化。いわゆる指紋データであるとか、旅券の番号等を明確にしたということでございます。もう一つあの、個人情報のうちの要配慮個人情報。内容は人種であるとか、信条、病歴。こういったことの取り扱いを規定したということでございます。これがあの、(3)番というところに記載がございまして、これが主な内容でありまして、そのほか、その要配慮個人情報等々の用語を使った部分。これはあの、従前の表現から第5条等で改正をしたという内容。あとは番号法ですね。番号法。国の法律。この番号法も改正されまして、番号法による規定がこの条例の中にもございました。番号法の条文の条番号変わりましたので、その条ずれの修正をお願いをしております。

以上、概要を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 実は資料開示で、詳しい資料いただいておりますが、これだけではやっぱり皆さん、理解できないと思うんですね。総務省、行政管理局。これ、発行している行政

機関個人情報保護法等改正についての資料がありますけれども、これらを、何故こういう法律を改正しているのかという改正の背景や考え方、改正の中身など、もう少し詳しく報告をお願いしたいと思います。これ平成28年9月の総務省、行政管理局で示したもので、町にきてる内容のものでありますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） いわゆるあの、今ほどの行政機関個人情報保護法等改正法、国の法律であります。この法律の改正の背景であります。近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビックデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされていますパーソナルデータ。個人の行動、状態等に関する情報であります。パーソナルデータ。この利活用を適正に進めていくことは官民を通じた重要な課題であるというふうに国は捉えてございます。こういったことで、昨年でありますから27年であります。通常国会におきまして、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正且つ効果的な利活用を積極的に推進していくということで民間部門の個人情報について、個人情報保護法の改正が行われております。こういった背景がございまして、基本的な国の考え方であります。民間部門についての個人情報保護法の改正ではパーソナルデータの利活用を推進するため、適切な記述の下で匿名加工情報。この仕組みを設けたところ、国の行政機関等についても匿名加工情報の仕組みを設けることとしつつ、国の行政機関でもやるということであります。国の行政機関等に係る法制度として必要な措置を講じたということが今ほどの、略称であります。行政機関個人情報保護法等改正法でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっとわからないので、教えてください。

この（3）番、要配慮個人情報の本人の人種、信条。この二つに関しては特にいらんんじゃないかなと思ったんですけども、この情報を行政として持っている、持っていなければいけない理由と、そのメリットですね。あとこの値は何が入るのか。人種っていうものは何を、何人ということなんですかね。日本人とか、そういう部分なのか。あと信条もどういったものが入るのか伺います。あともしかしたら、この人種っていうのはもしかしたら国籍なのかなという気もするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 要配慮個人情報であります、まずもって、申し上げさせていた
だきたいのは、いわゆる町が、今ほどおっしゃっていただいたもの。あるいはあの、ここの
（3）というところに記載されているもの。全てを持っているわけではないということをも
まずご理解をいただきたいと思います。そのうえで持っているものについてのことに、当然
なりますので、人種ということになりますと、やはり国籍、外国人の方の登録等もあるので、
そういったことが含まれるのかなと思います。信条だと考え、自分の信念等々であります
ので、こういったものはあんまりはないと思うんですけども。あとは社会的身分。こう
いったことも昔は戸籍制度の中であったようなこと、時代もありましたが、今はほとんどあ
りませんで、こういったことに配慮をするということでありまして、全てこれ、町が持つ
ていて、具体的にどういうものということでないものもございます。病歴については町の国保
の方についてはレセプトのデータ等あります。こういったものは当然、要配慮個人情報とい
うことになるかと思えます。あとは犯歴。こういったものもございますので、これも要配慮
情報ということになるかと思えます。今般、要配慮個人情報ということで規定をさせていただ
きました。全てに具体的にどれというふうになら、申し訳ありません、明言はできませんが、
持っているものもありますし、持っていないものもあるということで、まずご理解をいた
だきたいと思えます

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 説明で理解したところですけども、この三つ、人種と信条と社会的
身分というのは、ともすればあの、なんていうんですか、差別になりそうな部分もあります
ので、そうですね、病歴とかというのはいざという時に本人の助けになるかもしれませんし、
犯罪の経歴というのも周辺の地域にとってはメリットがあるのかなと思うんですけども、身
分、信条、人種ってというのは差別の温床になり得るというのであれば、これは、しかも持つ
てないものもあって、そんなに、どうでしょう、言い方は適切じゃないかもしれません、そ
んなに意味ないということであれば、いっそ削除されたほうがいいのかと思いますけれど
も、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 説明が不足しておりまして申し訳ありません。持っていないとい
うふうには思っておりますが、広い意味ではこれに含まれるものもあるかもしれませんし、将
来的にこういったものも出てくるかもしれません。要配慮個人情報であります、その扱い、

これも目黒議員おっしゃるとおり、非常に個人のプライバシーに資するものがほとんどであります。なので、こういったものは要配慮ということになっておるわけでありますので、そういったもの注意をするという意味で記載をさせていただきます。具体的にこれも定めるということでありますので、広い意味で要配慮個人情報を規定していくんだということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論であります。

先ほどの公開条例との関係にもなりますけれども、先ほどあの、課長のほうからも、この提案の、国の背景、一部説明ありましたけれども、この法律そのものは、行政機関や、それから独立行政法人などの保有する個人情報を活用して、いわゆる行政機関が持っているビッグデータを活用する仕組みを設けたところにあります。で、これは、さらにあの、先ほどの報告求めました総務省、行政管理局の基本的な考え方にもありますが、新たな産業の創出を目指すものだ。行政機関は保有する個人情報の利活用に関して、民間事業者から提案を図り、一定の審査をしたうえでその事業者と利用契約を締結するというふうになっています。その際に、個人特定できないよう加工した匿名加工情報を作成する。で、これが先ほど詳細に、今回の条例改正で示されている中身だというふうに考えますけれども、しかし、その管理は個人情報保護委員会が担う。で、この個人情報保護委員会も極めてその中身が、まだまだ、全体の情報の漏えいという点から見た場合に不備があるというふうに言われております。そういうふうな一定の対策を取るとはいえ、民間事業者が行政機関に預けた個人情報を取り扱うことは国民の疎外をしかねません。ましてや、匿名加工情報の作成について、加工情報が相当多量であるとの理由で、一部、民間業者への委託を可能としていることもありま

す。そういう意味では、個人情報の流出や漏えいも懸念される国のこの法体系になっております。ちなみに、現在のこの情報社会の中で、先ほど酒井議員も質疑の中で発言されてましたように、情報漏えいを100パーセント完全に防ぐという構築は不可能だというふうに思いますし、また同時に、意図的に、情報を盗み取って、そしてそれを販売していくという人たちもおります。で、これらは、一度漏れた情報は流通や売買されたりして、取り返しのつかないものとなるものであります。で、これらの情報が収集されて利用価値が高まるほど攻撃されやすくなるというリスクも抱えております。そういう点から、町民の権利、守るうえでも、こららの、私は国の、今回の只見の条例出されている中身は一部分でありますけれども、国の狙いはこういう趣旨の法改正の狙いでありますから、私はこの条例案に反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料配付…

○議長（齋藤邦夫君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

今般、改正のお願いをする趣旨でございますが、育児休業の再取得等を行うことができる特別の事情。これは条例中に規定がございますが、これを追加するために所要の改正をしたいというものであります。

具体的に改正の内容を申し上げます。再度の、再度の育児休業。育児休業の期間の再延長及び終了後一年を経過せずに育児短時間勤務をすることができる特別の事情。これに、現在の事情に、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないということとその事情の一つ加えるというものでございます。

議案第57号資料というふうに左方にごございます資料、今お配りをしました新旧対象表をご覧をいただきたいと思っております。左側が改正後、右側が改正前ということですが、3条をご覧をいただきたいと思っております。(6)というところでありまして、申し訳ありません。第3条、基本的には育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情、次に掲げる事情とするということで、従前ありました1から5は省略をしております。追加の分で(6)という部分をご覧をいただきたいと思っております。配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと。その後ろからアンダーラインで今回追加の分でございます。育児休業に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等。全てこれまとめまして保育所等ということでありまして、これにおける保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、という武分を今回追加する改正をお願いをするということで、冒頭申し上げましたように育児休業の期間の再延長、終了後一年を経過せずに短時間勤務を

することができる特別な事業。従前ございましたものに今のものを加える改正をしたいという内容でございます。これもあの、国の法の改正による改正でございます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

目黒道人君。

○8番（目黒道人君） これに限らないことであるんですけども、今ほどもあの、資料として、改正前と改正後の資料配付いただきました。これっていうのは、この議案書送付の時点で、この事案の後ろに資料として付けていただければ、これ、非常に資料として見やすいなと、毎度、いつも思ってます。ですので、事前にもし可能であれば、くっつけていただくと、我々の理解もより深まるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 従前送付という形にさせておりましたものは、議案書ということでございます。そういったこともございますので、ご提案の件につきましては、今後、議長そして議会事務局等々と協議をさせていただきたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今の目黒道人議員の関連なんですけど、実はこれ、総務委員会には8月23日に資料として配られてます。そういう意味では、私、総務に加入していれば、経済のほうでどういう説明されたかは今わからない状況です。その関係が今、道人議員の言われている中身かなというふうに私は思ってます。そういう意味では、この事前にですね、総務なら総務に出された資料。これも経済のほうの該当する議員にも配られてはどうか。経済で配られた資料についても、総務のほうの議員にも配付していただくと。全部というわけにいかなくても、必要なものはそのように取り計らっていただければというふうに思ひますが。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ご提案ということでお受けをさせていただきたいと思ひますが、議会、常任委員会、総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会でございます。それぞれの所管事項ということもございまして、非常にあの、微妙なところもございまして、先ほど答弁

申しあげましたように、議会議長、そして事務局等と協議・検討をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第58号 財産の取得についてを議題としま
す。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案第58号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量でございますが、画像システム装置1
台ということで更新でございます。2、契約の方法、指名競争入札。購入金額1,026万
円。購入の相手方、福島県福島市松浪町8番13号、株式会社山陽、代表取締役、鈴木章友

でございます。こちら、指名競争入札ということで、指名、5者を指名いたしまして、そのうち2者につきましては辞退をされ、1者棄権ということで、参加されたのは2者でございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっと、そんなにあの、ごめんなさい、たいした話じゃないかもしれないんですけども、この財産の取得、画像システム装置とだけ記載されてますので、これが何の画像を扱うものなのか、ちょっと一見してわからなかったというのもちょっとあります。今やもう、土木の分野での何の分野でも、全ては画像、カメラとコンピュータが良くなったおかげで画像処理されるものは多岐にわたってますので、画像システム装置1台と。これだけみても、ちょっとわからないなというのが直観的なところでして、次の59号がエックス線透視撮影装置というのが載ってますから、これ、順番逆だと、ああ、なるほど、エックス線の画像を見るためのシステムなんだなというふうにも理解できるんですけども、ちょっとこれだけ単独で載っていると、何のシステムなのか、ちょっとよくわからなくて、これがまあ、ルール上、こういった記載しかできないということであれば、これ、やむを得ないと思いますが、もうちょっと説明があってもいいのかなと思いました。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどご意見いただきました点につきましては、今後、注意していきたいと思いますが、画像システムについては今ほど目黒議員申されたとおり、レントゲンでの撮影の画像の関係でございますので、今後、その辺のご提案させていただきます順番につきましても、検討のうえ、ご提案させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今、道人議員、同じ質問の中に含まれるのですが、これ、1,000万で多額の金額のものであります。で、どのようなものかも含めて検討されないで、ただ、こういうものですよと、金額だけ提示されても理解しかねます。実際に、じゃあ、具体的にはどのようなものなのか。見積書、契約書、具体的な中身がわかるようなもの、今、議会に提出できないものなのか、どうなのかという点が1点。で、今後気を付けますというけど、

この議案について、私達は今、議決を求められております。今判断しなくちゃいけない問題であります。そういう点で、たしかにあの、これは、29年度の予算で備品購入費で4,000万ほど載ってますが、これはこの画像システムと、その次に提案されるエックス線のと含めた予算というふうに理解するんですが、まあ、それで、その当初予算の関係でこの金額が出ているということなのか。それとですね、この画像診断の場合の更新というふうにありますけども、これは何年、これまでのやつを何年使って、今度、新しくするものなのかということでもあります。私が事前に調べた中身では、こういうパソコンの画像診断のメーカーは約、大体5年で部品をなくして新しいものに更新すると。これらのメーカーは2社というふうに聞いてますけど、この画像システム装置のメーカーはどのようなメーカーなのかも示していただきたいと思います。それと同時に、この間、総務常任委員会の中では、診療所の会計のあり方について、どう改善策を示すのかということで、何度か現地調査もして、そして12月には、さらにあの、その改善策を示すというような流れにもなっております。そういう点では、この機械を導入するにあたって、この金額で使用頻度、いわゆる年間どのぐらいの使用で、何年間使用して、費用対効果はどうなるのか。当然この計上もこの間、総務常任委員会としても求めているわけですから、費用対効果の面も含めて検討をされているのか、それについて質問いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどご質問いくつかいただいておりますが、まずあの、順番に合ってなくて申し訳ございませんが、この前のシステムにつきましては、平成23年の12月に購入しておりまして、5年半ぐらいですかね、経過しておりまして、耐用年数につきましては、議員おっしゃるとおり5年ということで何っておるところでございます。それから、このシステムの詳細につきましては、ちょっとあの、手元に資料、持ち合わせてございませんでしたので、その点については後程ご提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。あと業者名につきましては、今回、参加2者ということで、今回入札されました株式会社山陽さんと、福田電子南東北販売株式会社さんの2者が参加されたことになっております。あと、そのほかについては、すみませんが、資料…

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。それもちょうとあの、手元に資料持ち合わせておりませんので、後程報告させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） …（マイクなし）いわゆる、これを導入するにあたっての、費用対効果の計算はどのようにされているのかの回答がまだございませんでした。それ、もう一度、回答をお願いします。それと同時に、この画像システムのメーカーが2者と、ヒューレットパーカーと、もう1者だというふうに理解しているんですが、ちなみに先ほど申しましたように、5年で部品はなくなって、先ほどの更新時期が約5年半と。そうすると、5年経つとまたですね、更新する、高額な機械の導入というふうになっていきます。で、そういう点ではこの、採算の問題ではですね、今、民間の中では、いわゆる役場のほうもクラウドということで画像を預けて、それをこう、導入して、クラウド制を利用しているところもあるようです。で、その場合は、大体、画像数にもよるようですね、大体5・6年で600万程度だそうです。ですから、そういう点では本当にこう、診療所経営、大変な状況になりますし、そういう点では、例えばですね、この次の議案との関係にもなってくるんですが、この間の、例えば胃カメラの使用数、年間では、平成23年が最大で376件。で、27年が162、28年が145と。以降が、27年が388、28年が382。で、CTが、これは去年、たぶん2,700万ほどかけて新しく導入したんですが、27年度が309、28年度が346と。これ、いずれも、年間ですね、500件にも満たない使用数になっております。そういう点では、この今の診療所に求められている、いわゆるこの機器の購入のあり方、どういう機器で、今の診療所では対応できるのか、どうなのかという点では、私は極めてこう、この中身だけでは判断しかねます。そういう点ではもう少しこう、検討する余地があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 1点目の費用対効果につきましては、その辺について、大変申し訳ございませんが、診療所の事務長のほうから再度確認しまして申し上げさせていただきたいと思います。それから、各種備品関係、機械関係の更新につきましては、たしかに件数は今ほど議員申されたとおりの件数にはなりますが、ただ、こればかりはその耐用年数、基本の耐用年数がありますので、できるだけその辺、きたからすぐ更新ということではございませんが、できるだけ新しい機械で安心して受診していただけるように更新は計画的にしていかなければならないものと考えております。その件数につきましても、委員会のほうでも申し上げさせていただいておりますが、僅かずつではございますけれども、件数のほう、受

診者のほうの増に結び付くような取みを診療所としてもしてまいりますので、その辺でご理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（山岸国夫君） 3問目になりますけども、今の回答じゃ、まったく私は納得できません。やはりこれだけ高額な、1,026万、高額でありますから、このままいきますと、また5年でこういう機械を購入せざるを得ないというふうになってくるわけです。それと同時に、もう1点質問いたしますけれども、これはあの、エックス線の場合は一年に一回、定期検査がこれ法的に義務付けられてますけども、これの、この間の、画像システム装置の、いわゆる保守点検契約。それと同時に、この間、これまで使っていた、5年半使っていたこの画像システム装置の壊れ方、いわゆる保守点検契約の中では、全てこの、故障した場合に、部品も含めて100パーセントもっていただくという契約の仕方と、ただ点検のみの契約の仕方と、様々出てきますけども、それも、その機械の購入だけじゃなくて、これ、5年のスパンがあるわけですから、そういう保守点検契約なども含めて、どのようにこう、採算性も含めて、先ほど採算性の問題については、まだ、後でというふうになっているんですが、その辺も含めてこう、提示していただかないと、これは理解できないというふうに私は思っていますので、その辺、わかれば回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 暫時、休議いたします。

保健福祉課長は電話で確認して、メーカーの名前とか、そういういったものは（録音なし）

休憩 午前10時59分

再開 午前11時37分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

議長から、当局に申し上げますけれども、提案した議案の説明のできないようなことでは困りますので、資料の持ち合わせがないというようなこと、今後ないように、今まで度々ございましたけれども、そのようなことでは議案審議できませんので、その点は緊張感を持ってしっかり議案の提案をしていただきたいと、そのように思います。

以上です。

それでは、保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 大変失礼いたしました。

山岸議員のご質問の画像システム装置のメーカー名でございますが、

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。口頭で報告させていただきます。

富士フィルムメディカル株式会社製でございます。で、保守点検の内容といたしますか、概要についてなんですが、こちらについては年2回ということで、1回目は8月、2回目は2月ということで定期点検を行っていただいております。その中で、不良部品交換等の費用といたしますか、そういうものが発生した場合には、その都度、定期交換部品以外については町のほうの負担で交換というような契約内容になってございます。パソコンと連動しておる関係から、そのウィンドウズ7ということで、OSでございますので、そちらの対応ができなくなるということもございまして、5年と半年程度での交換というような流れになってございます。こちらの画像システム装置については、撮影したものを電子カルテとして診察室でも見て判断できるような装置となっておりまして、この装置を持っていないと、県のほうで対応されているキビタンシステムということで、県内の医療機関のほうでもその電子カルテとして、その画像を見ることができるようシステムになってございまして、現在、県内で34機関の病院がそれに登録されております。郡内では只見診療所と南会津病院。会津では竹田病院と会津医療センターのほうが現在それに登録されているということでございます。先ほど採算性というものもございましたが、採算性につきましては、皆さん、ご承知のとおり、運営については非常に厳しい面はございますが、町民の安心・安全のために定期的な更新についてはしていかなければなりませんので、そういったところについてもご了解いただければと思います。

大変時間を要して申し訳ございませんでしたが、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 一つお伺いします。こういった機械というのは非常に専門性があると思うんですけども、この機種を選定にあたっては、こういった手立てなんでしょうか。まあ、内部検討のうえ決められるのか。その機種選定のやり方というか、これ1点。

そして、予算に対して、次の議案もそうありますが、予算に対して、この、いわゆる入

札額というのはどのぐらいの開きがあったんでしょうか。二つお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 機種選定につきましては、診療所内のほうで所長を含め、内部で検討されたものとして購入されております。

それから、入札の関係でございますが、予定価格でいきますと、こちらは約、最低入札価格が10万ほど低くなってございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） これに限らずですね、指名競争入札したケースですけども、一覧表、一枚付けばいいわけですから、これから付けていただきたいなというふうに思います。ほかの議会やなんか参考にしますと、必ずあの、入札結果というか、それ、付けてみたいですから、当議会も、今度、議案提出される場合は、入札された場合は、一覧表を、ほかの課の課長さんも、みんな同じなんですけど、そういうあの、資料を是非お願いしたいというふうに提案します。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどいただいたご意見につきまして、内部で検討させていただいて、今後、対応させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

1番。

○1番（酒井右一君） この入札を、辞退があったそうですが、指名通知、何者であって、辞退されたものは何者であるか。それからその辞退の理由は何であったかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 指名が5者で、辞退については2者、棄権が1者というような内容となってございまして、それぞれ、届けについては受領しておりますが、辞退の理由までは明記ございませんので、今現在では存じ上げておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 先般の庁舎の入札の時もそうでありましたが、5者のところ、結局2者ということであると、競争の原理が損なわれている大きな問題があります。そういう意味からして、辞退届はきちんと出していただきまして、その理由についても、場合によ

ては次回から指名に参加させないということもお考えになってはいかがでしょうか。そうしないと、また1者入札等々の疑念が発生いたしますので、ご回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどいただきましたご意見については、今までの通例の様式もあるかとは思いますが、それについて、内部検討させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 検討もよろしいでしょうが、それは町当局が決められることですから、おのずと疑念を抱かれないようにやってくださいというふうに言っております。

○議長（齋藤邦夫君） それについては、町長のほうから、ひとつ答弁願います。

町長。

○町長（菅家三雄君） 入札制度の過去の考え方のほうから、随分、議論がありまして、今、新たに入札のあり方、それから指名委員会の中で議論を重ねていただいて、従来のやり方と少しずつながら、検討を加えて今実施をしておりますので、さらに今のご意見についても参考にしながらやっていきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 一つだけお伺いします。当然、こういった特殊なものを購入するときってというのは、まず見積もりを取ると思うんですけども、この見積もりは実際のメーカーである富士フィルムさんからお取りになっているのか。また、見積もりの業者と、実際にあの、指名をしたい業者と、別な業者であるのか。その点だけお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 一応、見積もり関係につきましては、今まで導入していたメーカーのほうからということで参考に取らせていただいた経過でございまして、その指名にあたっては、そちらの業者につきましても、指名業者の中には含まれております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） そうすると、やっぱり、見積もりをした業者が入札に参加することは、結局その、見積もり価格を出されるわけですから、落札価格も容易に想像はできるんじゃないかと思っております。また、そういったところで、5者のうち3者が辞退なされる、また棄権なされるということで、その辺のところをどういうふうに、改善していかなければな

らない。そうすると、もう、指名入札競争じゃなくて、その見積もりをもらう段階で、そういった随契ですとか、見積もり、例えば5者からもらったら、その見積もり5者の中の一番安いところと随契するとか、というふうなことは考えられないのでしょうか。同じ業者で入札やっても、結局、その一番安い金額で採用して、それで一番安い業者が落札するというふうなシステム、形にはなっているかと思うんですけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 一応、見積もりにつきましては、予算を獲得するには、ある程度のデータといますか、それが必要なので、どうしても見積もりはお願いするようになります。で、その時に、場合によっては複数の会社から取る場合もあるかとは思いますが、最終的にはその時点で一番安い業者の金額で予算要求させていただいておりますので、あと今ほど参加される業者が少ないということですので、その辺は1番議員もおっしゃった、辞退される理由も含めて確認のうえ、できるだけ辞退が発生しないような形での業者のほうの指名については、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第58号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第59号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案第59号 財産の取得でございます。

こちらについては、1番、名称、種類、数量ということで、エックス線透視撮影装置1台ということで、こちらは日立製になります。2番の契約方法については指名競争入札。購入金額ですが、2,376万円。購入の相手方、福島県福島市松浪町8番13号、株式会社山陽、代表取締役、鈴木章友でございます。

こちらの指名競争入札につきましても、58号同様、指名5者で行いまして、参加が2者ということで、2者が辞退、1者が棄権というような内容でございます。前の撮影装置につきましては、平成17年の7月に購入ということで12年が経過してございます。で、一般的な耐用年数は10年と言われておりまして、2年ほど経過しておりますが、保守点検をしながら使用しておりましたが、今回更新ということでお願いしているものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 58号と同じことを聞きますが、辞退届があったか。辞退の理由は何か。棄権が1あったそうですが、棄権については、これは問答無用で、指名停止してはいいがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） こちらもそれぞれ辞退、棄権された会社につきましては届けが出てございます。で、棄権された、今後の入札に含めるかどうかということにつきましては、内部で検討させていただいて、そういう措置も必要と考えますので、今後の入札にあたるに関しまして、その辺も十分考慮して入札したいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほどの58号との関連と同じような質問になるんですが、このエックス線透視撮影装置。どこまでの検査をやるためにこの機械に選定したのか。ちなみにですね、同じ専門家の意見を聞きますと、胃カメラだったら大体、バリウムが主流になってきていると。それで、大体、年間で1,000件以内の胃カメラの検査であれば、大体800万から1,000万の機械で間に合うんだということであります。そういう点で先ほどもお聞きしましたけれども、この費用対効果、実際に診療報酬の点数は、これは機械が安くても高くても決まってるわけですから、そういう点ではこの採算制でのところも検討したのかどうかですね。ちなみに、去年、CT購入したのは2,700万ちょっとだったと思うんです。そうすると、これ、CTに近い値段なんですよ。でまあ、そういう点で私は相当高額な機械だというふうに思ってます。で、ちなみに、その専門家の話だと、このぐらいの機械になると、大きな病院クラスで、これに付帯設備付ければ、心臓のカテーテル検査だとか、あるいはその整形外科で透視をしながら手術するというようなところまでの、そういう機械の値段になっているということで、そういう点で今の診療所に、置けるね、検査機能とすれば、その相当な開きの金額が高額な機械になってるんじゃないかというふうに私は危惧せざるを得ないんですが、そういう点での、いわゆる見積もりにあたっての検討結果というのはどういうものだったのか示してください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 先ほどの議案58号とも関連ございますが、県内の医療機関のほうで、それぞれ電子カルテを閲覧するためには、より鮮明に撮影できる機械が必要ということで、今回更新したわけでございますが、全て診療所のほうで対応できるものではございませんので、ある程度の状況を見て、ほかの病院に移っていただくというようなこともございますので、そういったときの連携といたしますか、電子カルテを他の病院で閲覧するために必要だということで伺っております。現実的にその、先ほど申された費用対効果というものにつきましては、非常に採算性については厳しいところはありますけども、そういったことで他の医療機関との連携を取るために必要ということで、今回、この装置のほうを、撮影装置のほうを購入させていただきたいということでご提案申し上げております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 先ほどの件と同じなんですけども、鈴木好行議員がおっしゃった、見積もりした業者に、指名に入れるというのは、これはね、やめたほうがいいと思いますよ。これ、おそらくまあ、これ、医療関係は専門的じゃないからわからないですけども、おそらく医療関係だって、医療のコンサルタントみたいなのあると思うんですよね。だから、そういうところに、から見積もり取るべきであって、今使っている業者から見積もりを取って、またそれを、その業者を指名に入れるっていうやり方は、これは絶対まずいと思うんですよ。ここだけはやっぱ、直したほうが良いんじゃないかなというふうに思います。これはもう、随契とまったく同じ考え方になりますから、絶対、このところだけはやめて、形だけでもやめていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 先ほどと一緒にありますが、機種選定の条件。これはまあ、内部でなされたのかということが一つ。そして、予算との、この結果の対比はどうだったでしょうかということ。二つお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 機種選定につきましては内部検討ということで、診療所内のほうで検討させていただいております。予算と最低入札額の差でございますが、こちらは100万円でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 予算の関係は、当初予算に4,060万円。今年度の備品購入費計上されておりますが、いわゆるこの59号と58号の、いわゆる財産取得の分が、いわゆる今回の予算という考え方だったのでしょうか。そうしますと、58と59で、だいたひ予算との比較が相当あるような感じがしておりますが、1,000万弱、700万、800万ぐらいあるような気がしておりますが、他の備品もあの予算には含まれているのか。その辺も含めて教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案審議いただく高額なものについては、この2点ということで考えておまして、そのほか若干、金額が小さいものについては、その備品の中で購入させていただき予定になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほど私の質問に対しての答弁の中で、画像の鮮明さの共有というのがありました。で、他の医療機関との共有という答弁もありましたけれども、これは、実際、どのぐらい共有して、その、例えば只見で、例えば心筋梗塞で入ってCT撮ったと。そういうのが共有されてるとかね、そういう診断を仰ぐとか、いろいろな活用の方法はあると思うんですが、そういうこの、画像のこの共有。共有で、その患者、なんて言ったらいいのかな、その、どのぐらいのまあ、言ってみれば稼働状況、稼働状況というのか、その共有していて、それが実際にこう、診療に反映されているのか。その数がわかれば教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） どのぐらい他の医療機関でその画像を見たかというものにつきましては、大変申し訳ございませんが、数については、ちょっと今、件数わからないところでございますが、28年度で申し上げますと、ドクターヘリについては5回ということですので、重症の方が運ばれておりますので、そういった方で、そういう画像を撮った方については見ていらっしゃる可能性が高いです。そのほか、救急関係でもドクターカーとのドッキングとか、重症患者に対する件数ですと、それぞれ7件ずつということで件数は表れておるところでありまして、そういった中で細かい数字については後程報告させていただきたいと思いますが、大変申し訳ありませんが、件数については後程ご報告させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） この議案、58号と59号ですけども、これは二つとも関連する装置ということですので、これ、議案一つにまとめられてはどうかと思いましたが、分けられた、これ、すみません、どうでもいいことかもしれませんけれども、例えばですね、この59号、今審議してますけれども、これ議決ならなかったって時にはですね、その1個手前の画像システムは議決しているわけなんです。画像システムだけ買うってことになっちゃって、いざ撮影する装置がないってことも今後有り得る、わかりませんけども、そういったこともあるかもしれませんから、これは一本にまとめてはどうかと思いました。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 例年、こういった備品については、それぞれ単独で議案提案させていただいて、ご審議いただいておりますので、今後、そういうふうな関連備品というようなことにはなろうかと思えますけれども、それぞれ単独でお願いするようになるかとは思っていますが、今後、参考にさせていただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） まあ、この件につきましては、先ほど出ましたけれども、基になるほうを先に出していただくということによって、そういった問題出てこないと思いますので、そのような出し方を当局のほうに考えていただくことにしたいと思います。

ほかにございませんか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それから、先ほど山岸議員申された、遠隔システムの利用実績でございますが、主要施策報告書の中の106ページご覧いただければと思うんですが、そちらのほうの上のほう、2の遠隔画像診断システム利用実績ということで、28年の4月から今年3月までで423件というような件数で報告させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番。

すみません。これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 私はあの、反対討論です。

たしかに、先ほどの報告の中で12年経過していると。そういう点では診療所にとって必要な装置だというふうには認識をしております。しかし、このあまりにも金額の開きがあるというふうに私は理解できます。先ほどの質疑の中で私は、大体、開業医程度ならば、大体800万から1,000万ぐらいの機械で十分だというふうな専門家の意見も聞いております。そういう点では倍以上の開きで、CTに近い値段であります。そういう意味ではあまり

にも金額がかい離しすぎているという点で、町民の、たしかに診療所の設備において、貴重な町民の命を扱うわけですから、同時に、町民にあまりにも負担をかける予算であってはいけないというふうに思ってますし、費用対効果の面からみても、ここは検討されてないように見受けられました。この金額では診療所の改善と、いわゆる経営上の改善という点からみても、この金額では逆な方向に、マイナスな方向に進むんじゃないかという懸念のほうが多くなります。そういう意味で私はこの議案に、必要な機器ではありますけれども、もっとやはり、半額には最低でもすべきだという考えから反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号 財産の取得についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

大変あの、議事が遅れていますので、午後の開会を1時にしますので、ご協力をお願いいたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後12時59分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前引き続き、会議を開きます。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第60号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第60号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第4号）のご説明を申し上げます。

平成29年度、只見町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,584万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,682万5,000円とする内容であります。2といたしまして、補正の内容は第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条といたしまして、地方債の補正であります。地方債の変更は第2表によるということでございます。

おめくりいただきますと、1ページ、歳入歳出予算補正。歳入の表と、2ページからは歳出の表がありますが、事項別明細で詳細に説明をさせていただきたいと思えます。

4ページ、第2表の地方債補正であります。これもあの、歳入絡みでありますけれども、臨時財政対策債。これの発行可能額を1億5,800万円から1億4,500万円にしたいという内容であります。普通交付税の確定によりまして同意予定額の変更ということになります。

5ページが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表になっております。

7ページをご覧いただきたいと思えます。歳入。個別に申し上げます。

款の1、町税であります。個人町民税の増額補正862万2,000円の増額補正をお願いをしております。これは個人上民税課税確定による補正のお願いでございます。8 地方特例交付金であります。これは減収補てん特例交付金。交付額の確定による補正をお願いするものでございます。款の9、地方交付税であります。地方交付税であります。今般、これも確定をいたしまして、2億9,407万1,000円の追加補正をお願いをするもの

であります。これによりまして、平成29年度交付税の普通交付税の総額2億6,407万1,000円ということになりました。続きまして、下段の国庫支出金であります。障がい者の福祉費負担金であります。補装具の負担金。これは国のルール分でありますので、歳出の折にご説明を差し上げます。8ページであります。国庫支出金の、これも国庫補助金、障がい者福祉費の補助金であります。障がい者地域生活支援事業の補助金であります。これも国のルール分の負担でありますので後程、歳出でご説明を申し上げます。14の県支出金。これもあの、国の支出金絡みでありまして、県の決まっております所定の額の補正をお願いするということであります。次の県支出金、県補助金の障がい者福祉費補助金、障がい者地域生活支援事業補助金であります。これも国の補助金と同様、率が決まっております補助金の内容であります。その下、農林水産業費の県補助金であります。森林経営計画作成のための補助金1億3,200万7,000円をお願いをしております。これ、県の補助金であります。4分の3の補助金であります。歳出で内容はご説明を申し上げます。9ページであります。県支出金の県委託金、うつくしま権限移譲交付金であります。これはあの、交付額の決定がございました。7億4,000円の追加の補正をお願いするものであります。款の15、財産収入であります。財産売却収入、山林等売却収入でありますけれども、丸太の売払いがございました。それが主な内容でございます。款の20、町債であります。これあの、先ほど地方債補正の折に申し上げました臨時財政対策債であります。今般、普通交付税確定をいたしまして、臨時財政対策債同意の予定額が1億4,500万円となりました。当初想定額から1,300万円の減ということでお願いをしたいものであります。

10ページは歳出になります。

○議長（齋藤邦夫君） 続けてお願いします。

○総合政策課長（星 一君） 10ページ、歳出でございます。款の2、総務費、項1で総務管理費。6目、総合政策費でございます。公有財産購入費の補正ということで5億6,500万、2000円をお願いするものでございます。用地買収費ということで、こちらにつきましては亀岡地内のビーチバレーコート及びトレーラーハウス等の整備箇所の買収ということでございます。土地開発基金からすでに購入をしているものを今回、買い戻しをさせていただきたいという内容でございます。それで、用地買収費ですけれども、3筆ございまして、地積が6,279.26平方メートルということで、地目は雑種地ということになりますのでよろしくお願いたします。8目ブナセンター費でございます。需用費、修繕料で1億2,100万

9, 000円をお願いするものですが、こちらにつきましては公用車の修繕。田子倉館の2号資料室の関係の修繕。ブナセンター展示室の照明電球切れの交換。また、冬期に向けて田子倉館、ブナセンターの老朽といたしますか、緊急修繕対応ということでお願いをしたいものでございます。15工事請負費でございますが、200万円お願いするものでございます。建物解体工事ということで、こちらにつきましてはふるさと館田子倉の裏手にあります蔵を今回解体したいというものでございますが、こちら、建築時期は昭和29年でありまして、昭和55年に改修をしておるもので、コンクリートブロック造りの陸屋根2階建てでございますが、延べ床面積が62.8平方メートルということで、こちら、今後、田子倉館の裏手、駐車場等の整備をしていくうえで、どうしても段差があつたりして、なかなか整備が非常に難しいということで今回お願い、解体をして、中の様々なものについても整理をしながら解体を進めたいというものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○総務課長（新國元久君） 目の9、情報システム管理費であります。今回は需用費、修繕料といたしまして65万円の増額補正をお願いをしております。説明に記載のありますとおり情報システム機器の緊急修繕対応分としての金額をお願いするものであります。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 11目、只見振興センター費についてですけれども、補正前の額6,643万5,000円に236万2,000円を追加し、6,879万7,000円をお願いするものです。11節、需用費、光熱水費、電気料の不足が見込まれるため99万4,000円の増額をお願いします。これは当初予算算定時に基礎とした数字を元只見総合開発費の実績額で算出しており、比較して建物が3階建てから2階建てとなったこと、照明がLEDに変更になったことなどにより、安価になるとの想定で同額を見込んで算出しました。オール電化の施設となり、これまで設置してなかったエアコン整備に伴い、冷房と暖房などが加わったため、また、当時、予算査定というか、算出の頃に、空調機6台について、維持管理費との削減のためにマルチパッケージ型から個別型に変更していたなどということも加わってしまいまして、そのまま従前の只見総合開発センター費を基に算出したことで、現在、電気料が増額というか、不足が見込まれるため増額をお願いするものです。13節、委託料、駐車場測量設計委託料で136万8,000円の増額をお願いします。これは国道252号側の今年度購入した土地を、当初、未舗装の状況で活用する計画でしたが、自然災害発生や緊急事態等の折に駐車スペースが不足が見込まれますので、舗装して駐車場に整備するためお願いするものです。

○明和振興センター長（横田雅則君） 13目の明和振興センター費でございますが、まず旅費でございますが、地域おこし協力隊の研修に係る費用弁償のほうを不足が見込まれますので増額のほうをお願いしたいと思っております。あと使用料及び賃借料でございますけれども、施設等の使用料につきましては、これから明和振興センターにつきましては、皆様ご承知のとおり、Dランクということで6月から使用制限のほうしておりますので、これから冬にかけての各種講座ですとか、いろいろな活動の折に、施設として大変あの、使用する面積が足りておりません。その関係で、小林の集会施設及び明和支所、旧明和支所、今、サロンで使っておりますけれども、そちらのほうの使用料としてお願いをしております。また、借上料につきましては、地域おこし協力隊の住宅の借上料を考えておりましたけれども、今年につきましては、そちらのほう、必要ございませんので、今回減額ということでお願いするところでございます。あと15の工事請負費でございますが、こちらにつきましては、ただ今、事務室につきましては、カウンター、今、事務を行ってますカウンターから1メートル50奥まで、そちらのほうは58年度に建った建物でございますので、そちらのほうにつきましては耐震のほうをクリアをしております。ですが、事務室の主なものにつきましては、今回のD判定の中になっておりますので、そちらのほうを今あるカウンターから5メートル50ほど前に出しまして、今のロビーの部分になりますけれども、そちらのほうに出して囲いまして、そちらのほうで事務を執るための改修工事をお願いするものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、11ページ、民生費でございます。まず社会福祉総務費でございますが、償還金として臨時福祉給付金給付事業費補助金返還金ということで210万円。こちらについては、当初、概算で交付を受けておりまして、実績に伴いまして変換する流れでございます。続いて、繰出金ですが、国民健康保険事業特別会計への繰出金ということで、国保広域化に係る一般旅費分の増が見込まれ、不足が見込まれ、10万円の増額ということで今回1名分を計上させていただきました。続いて、老人福祉費ですが、通信運搬費の郵便宅配料7,000円。こちらについては、介護予防手帳の発送費用ということで、65歳到達時に随時配付するものでございますが、手帳やファイルを同封しまして発送する関係から、宅配のほうの料金分お願いしております。障がい者福祉費の補助金でございますが、身体障がい者自動車改造費補助金10万円。こちらは下肢障がい者の車両更新されるということで、その分の補助になります。続いて、扶助費の身体障がい者補装具給付費67万円。こちらについては車いす、それと座位保持装置の購入補助ということで67万

円みております。どちらも国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1ずつの持ち分ということで、それぞれ国・県からの補助を歳入のほうでもみております。

続いて、民生費の児童福祉総務費の償還金ですが、子ども・子育て支援交付金の返還金ということで国庫補助分の返還となります。乳幼児の全戸訪問関係の事業を実施した関係の返還分になります。続いて、児童措置費ですが、こちらも償還金ということで児童手当負担金の返還金。国庫補助分の返還となりますが、理由としましては国保と社会保険の対象者の見込み違いがありまして19万7,000円ほど返還が発生しました。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 次ページ、お願いします。4目、只見保育所費ですけれども、13節、委託料2万円をお願いします。これは近隣の住宅の屋根の上に落ち葉が落ちていて、その落ち葉が雨どいに引っかかってしまうため、毎年除去していらっしゃるようなので、その住宅側の枝を切って、雨どいに葉っぱがいかないようにするためのものです。

○明和振興センター長（横田雅則君） 続きます、明和保育所費ですけれども、こちらのほうは修繕料としてお願いするものです。こちらのほう、玄関のほうの雨漏りですとか、それなりに修繕加わっておりますので、一般修繕の増額としてお願いするものでございます。

○環境整備課副課長（渡辺 浩君） 4、衛生費、項1、保健衛生費、3環境衛生費です。これは工事請負費として185万2,000円計上しています。これにつきましては布沢地区のあしくぼくち地内で、JRの労総の退職された方が浄化槽を入れましたので、その浄化槽の排水管敷設工事になります。

以上です。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きます、保健事業費でございますが、委託料として健康管理システム改修委託料118万3,000円をお願いしております。こちらについては平成30年度からの国保の広域化に伴いまして、国保システムが変更となることから、国保資格の連携対応のために改修が必要となりましたのでよろしくお願いたします。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きます、農林水産業費であります、4目の山村振興費でございます。65万7,000円、交流施設特別会計への繰出しとして、主に修繕を充てるために事業費分として繰出しをお願いしております。詳細につきましては交流特会のほうで再度説明をさせていただきます。

○農林振興課長（渡部高博君） それでは、13ページ、農林水産業費、1目、林業総務費ですが、交付金7万4,000円。これにつきましては分収交付金として福島緑の森づくり公

社、旧、県林業公社なのですが、これとの造林地契約に伴う収益分収金が発生しております。それを下福井区に支払いするため補正をお願いするものであります。2目、林業振興費177万円。これ補助金としまして、森林整備地域活動支援交付金事業補助金ということで、先ほども歳入のほうでお話、総務課長のほうからあったと思うんですが、県での事業採択によりまして増額補正をお願いするものです。これにつきましては、町内の民有地の適正な維持管理を図るために、林業事業者が策定する森林経営計画の策定促進並びに森林調査活動に対して対象面積に応じた交付金が交付されるものでありますのでよろしくお願ひします。

○観光商工課長（渡部公三君） 続いて、商工費の説明をさせていただきますが、説明にあたり資料の配付を許可いただきたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○観光商工課長（渡部公三君） それでは商工費、説明申し上げます。

まず5目の観光施設費でございますが、11節、需用費であります。これにつきましては修繕料50万お願ひしております。これは主に各種観光施設、公衆トイレ等に充てます修繕料であります。当初予算に不足が生じまして、今後の緊急時の対応としてお願ひするものでございます。次に、13節の委託料であります。旅行村キャンプ場の施設改修整備に充てるための実施設計委託料1,980万円をお願ひするものであります。この事業につきましては、自然首都・只見を宣言して、エコパークに登録されました只見町。この自然環境を体感し、滞在させる交流施設としてアウトドア体験環境を整備しようということで、それによります地域住民の福祉の向上と交流人口の拡大を図ることによって、地域活性化に繋げようというものであります。

本事業についての説明にあたり資料を配付させていただきましたのでお願ひいただきたいというふうに思ひます。

まず資料であります。平成30年度。これは来年度の事業でございます。アウトドア拠点、旅行村のキャンプ場整備事業についてでございます。まず目的であります。県内に先駆けて昭和48年にオートキャンプ場として整備いたしました旅行村キャンプ場。これをリニューアルしまして、今の時代に合った施設整備とアウトドアサービスの提供によって利用者増を図るものであります。また、JR只見線復旧及び国道289号八十里越えの開通を見据え、新たな交流人口の拡大を図るために受け入れ環境を整備しようとするものでございま

す。

二つ目として、この基本方針としてございますが、只見町のアウトドア観光のベースキャンプ拠点を整備しようとするもの。それから既存の施設を磨き上げて、より多くの客層を取り込むベースをつくるものだということ。それから三つ目ですが、専門性の高い民間企業との連携により、施設整備と運営を行う。それによって施設の魅力を高めようとする基本方針でございます。

対象となる施設整備の概要であります。3番目です。平成30年度に予定している施設につきましては、表に記載のありますように、1番目の現在の管理棟から、11番目の森林整備において、既存の施設をそれぞれに整備概要にありますように内外装を整備する。または外壁のみを整備する。例えば8番の場内の設備であったり、9番の旧管理棟については、解体撤去をして景観整備であったり、管理の効率化を図ろうということで、あくまでも既存の施設について、老朽化等または今の時代に合った施設整備に変えようとするものでございます。なお、この事業にあたりましての財源であります。県の補助事業を平成30年度に予定をしております。3分の2の補助事業を予定をしております。

ページをお開きいただいて、4番目の売上高、利用者の見込みでございますが、これはあの、現在、平成28年度の実績を左側の表に表記してございます。これに対して、右側には整備後の31年度の見込みで試算をした比較でございます。で、稼働期間につきましては、これまで同様、5月1日から11月までの120日間としての試算でございます。また、この試算にあたっては、現在、スノーピーク、これ三条に本社、キャンプ場がありますアウトドアメーカーでございますが、スノーピークの基本計画のコンサルをいただいておりますので、この計画と監修のもと、31年度にはスノーピークのさらに予約サイトなど、情報発信を使いまして、ソフト面の強化を前提として、スノーピークのこれまでのキャンプ場経営の経験と実績によって見込みを試算したものでございます。これによりますと、平成28年度、昨年度であります。実績でございます。上段が各施設の売り上げ、それから利用人数になってございます。下段がレンタル、日帰りというようなことで表が分かれてございます。28年度の実績が売上高で876万898円。利用者数が5,457人という実績になってございます。これが施設整備をして31年度には売上だけでいけば、ほぼ倍になりますが、1,639万6,567円。入込数が9,227人を見込んで試算をしております。

次に、5番目の今後の運営収支の見込みであります。現在、指定管理期間というのは平

成30年度、来年度で終了いたしまして、来年度は指定管理者の改選時期となります。この整備、それから運営計画においては、このアウトドア経営の専門性と実績のあるスノーピークを基本計画の策定委託など、コンサルティングによって事業を進めております。今後の運営方法、それから運営形態については、スノーピークとの事業提携案も含めまして、議会の意向も踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。よって、そういった運営形態、運営方法を大筋決めたくて運営の収支の見込みを立てていきたいというふうに考えておりますので、今後、町にとって最良な運営方法等を検討していく中で詰めていきたいという考えでございます。なお、参考までであります。スノーピークとの事業提携案というのは下段の囲みにありますように、スノーピーク地方創生コンサルティング会社という会社がございますが、そことのオフィシャルパートナー契約であったり、またはスノーピークが指定管理者になる。またはこの施設に限らず、自治体との地域包括連携協定によつての観光振興、地域活性化を含めました施設運営という、そういった三つの提案がございますので、今後、町にとって最良な運営方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上の事業を実施するにあたりまして、平成30年度には、現在のところ、概ね2億円程度の事業費を予定しております。今回の補正予算で設計を進め、次年度、事業実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、商工費の説明を終わります。

- 環境整備課副課長（渡辺 浩君） 款8、土木費、項2、道路橋梁費です。項の2、道路維持費。これは需用費として消耗品と修繕料あげてます。消耗品費302万4,000円。これにつきましては災害とかの町道等の交通規制のためのカラーコーンを計上してあります。あとは除雪車のタイヤチェーン。これは4台分。あとタイヤ交換の1台分を計上してあります。修繕料としましては1,193万円。これにつきましては除雪作業期間内の修繕料。今年度の12月から3月までの町で保有してあります除雪機械20台分の修繕料を計上してあります。14ページお願いします。項の4、道路新設改良費。失礼しました。先ほどの道路維持費の中の委託料。これにつきましては6,120万円。町道の除雪委託料を計上してあります。毎年、9月補正で足りない分補正して、12月から3月までの除雪料を計上してあります。4番目、道路新設改良費。これにつきましては工事請負費として光ケーブル支障移転工事として132万8,000円を計上してあります。これにつきましては、朝日学校大畑線の道路改良工事に伴う光ファイバーの移設工事の内容となっております。

款 8、土木費、項 4、住宅費。目の 1、住宅管理費。これにつきましては委託料として空き家対策計画策定業務委託料として 810 万円あげております。これにつきましては、町内の空き家対策等の基本的な方針及び対策計画の策定のために 810 万円あげております。15 工事請負費。これにつきましては、公営住宅環境整備工事としまして 273 万 8,000 円。これは沖下住宅。保養センターの隣となってます駐車場の舗装が、経年劣化に伴う舗装がだいぶ傷んでおりますので、400 平米程度、舗装の打ち替えを予定してます。目の 2、住宅建設費。委託料。これにつきましては 800 万円ほど計上してます。中身としましては定住等促進住宅実施設計委託料としまして現在進めております沖地区の住宅について、鉄骨 2 階建て 1 棟 4 戸、延べ面積 400 平米程度の実設計をお願いしますのものであります。15 工事請負費、敷地整地工事 992 万 6,000 円。これにつきましても、今ほどの沖住宅の 1,500 平米程度なんです、住宅建てる前の敷地造成工事になります。

○教育次長（増田 功君） 15 ページ、款の 10、教育費、教育総務費。目の 2、事務局費でございますが、負担金、19 負担金でございます。こちらのほうは、教科書用図書採択事務費負担金ということで、平成 30 年度から小学校のほうで道徳が教科になります。その分につきまして、新たに負担金が増えましたので 1 万円の計上になります。続きまして、目の 5、奥会津学習センター費。節 11、需用費、修繕料でございますが、こちらのほう一般の修繕料ということで、当初で計上しておりましたが、脱衣所の既存の男子のほうですけども、脱衣所の修繕、トイレのドアの修繕等が既に行われましたので、これから冬期に向けて修繕料さらにかかると見込まれますので 30 万円の計上をお願いしたいと思います。続いて、節の 18、備品購入費でございますが、こちらのほう、洗濯機 1 台と、食べるときにスープを温めておくスープジャー 1 台でございます。

続きまして、目の 1、学校管理費。節の 13 委託料でございます。明和小学校体育館補強設計委託料 215 万円でございます。こちらのほう、明和小学校の体育館がですね、土砂災害防止法にかかる土砂災害特別警戒区域になっておりまして、そちらのほう、設計をいたしまして、来年度、工事をして補強をしてまいりたいというふうに思っております。節の 18、備品購入費、庁用器具費 63 万 2,000 円でございますが、こちらのほう、明和小学校の校庭にあります、うんてい。そちらのほう壊れましたので新しく設置したいと思います。

続いて、項の 5、保健体育費。目の 2、体育施設費でございます。13 委託料。こちらのほう、学校施設管理委託料の 74 万 6,000 円でございますが、明和振興センターのほう

でこれまでも放課後こども教室行っておりましたが、先ほども説明ありましたが、使用がホールのほう、できなくなりましたものですので、その分、小学校の体育館を借りる。そして、ということで増額でございます。併せて、他の地区の子育てひろばについても、今までホールを使っておりましたけども、小学校の体育館の広いところで行うということで若干増えておりますので、その辺の分を加味して補正でございます。16原材料費でございますが、13万円。こちらのほう、維持補修材料ということで16ページのほうに説明がございますが、町下野球場の土でございます。こちらのほう、雨やいろいろな、今年、特に雨が多かったですけども、だいぶ凸凹ができておりますので、そちらのほうを修繕するための補修材でございます。

○農林振興課長（渡部高博君） それでは、16ページ、中段の災害復旧費であります。1目、農地農業用施設現年災害復旧費であります。工事請負費360万ということでお願いしてあります。これにつきましては、只見用水の新町地内の擁壁、用水の擁壁の倒壊が土砂廃土後に確認されたことによる復旧工事並びに今後、台風の時期を迎えるため、軽微な復旧工事の補正をお願いするものでありますので、よろしく申し上げます。続きまして、19負担金、補助及び交付金であります。これにつきましては、現在まで各集落などの協力を得まして調査しました内容に基づいて、稲刈り後の施工分などを予定するものでありまして、2,800万円をお願いしてあります。続きまして、2目、林道現年災害復旧費60万であります。これにつきましては使用料及び賃借料ということで、先般の豪雨災害により、地盤が脆くなっている林道が数多く見受けられる状況でありますので、今後、台風などにより土砂撤去など、軽微な対応が必要な林道については重機を借り上げまして整地等に対応するための借上料を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○環境整備課副課長（渡辺 浩君） 款11、災害復旧費。項2、公共土木施設災害復旧費。目1、現年災害復旧費であります。これにつきましては、工事請負費として2,060万円計上してあります。7月のあの豪雨で河川、町道等、かなり被害があつて、一旦、7月補正で計上しましたが、その後、集落等から要望等ありまして、現地調査の結果、追加してあります。道路災害復旧費としまして960万円。これにつきましては、町道の布沢（聴き取り不能）線とか、坂田・夏井戸線等において、道路のあの法面等が崩落しておりますので、それに対する復旧工事費です。河川災害復旧工事として1,100万円。これにつきましては森戸沢線、八久保沢線等のあの護岸工が被災している箇所がありますので、こちらの分の手当として1,

100万円計上しております。よろしく申し上げます。

○総務課長（新國元久君） 17ページであります。款の12、公債費であります。目は元金であります。今般、23の償還金利子及び割引料で4,000万円の増額補正をしてお願いをしております。長期債の償還元金として4,000万円ですが、これは長期債の繰り上げ償還を想定をしております。

その下、款の13、予備費ですが、今般、5,048万8,000円の増額で予備費調整をさせていただいております。

以上で説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 二、三点お聞きします。

まず13ページの商工費。旅行村整備設計業務委託料。私、総務委員会なので、ちょっと内容、全然把握してないんですけど、これ、設計業務の委託料1,900万あがってますけど、工事費含めると2億円というふうな話、今説明ありましたけど、これは何をされるわけですか。まず、ここを1点。

それと、14ページですね、空き家対策計画策定業務委託料810万というのあるんですけど、これっていうのは、土木費であがってますけども、これ環境整備課でやってらっしゃると、空き家対策の今、明和振興センターでやってらっしゃると関連性があるのか、ないのか。まったく別な業務なのか。ちょっとお伺いしたいと思います。のと、それから、安住促進等住宅実施設計なんですけども、この住宅っていうのは、

〔「定住」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤孝義君） 定住。定住促進。この住宅なんですけども、これはどこに計画されているのか。今、今の話だと沖下とかという話だったんですけども、沖下っていうのはあの、今ある住宅の近くだと思うんですけども、あそこはこれから建てる住宅には俺はふさわしくないと思うんですが、あれだけの水害の被害があって、何故、沖下に公営住宅を建てるのかというふうに感じます。この辺をちょっとお聞きしたいです。

まあ、とりあえず、それ、お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） お答えさせていただきます。

商工費の観光施設費の中の旅行村の整備設計業務の委託料についてのご質問でございますが、これにつきまして、昨年らい、旅行村キャンプ場。それから只見湖周辺。そして田子倉湖を含めます只見でアウトドアの体験をできる環境づくりをしようという考えの下、昨年らい、スノーピークの社長さんに講演をいただいたり、今年はその関係での基本構想を地域経済活性化フォーラムの中でご説明をさせていただいたりして、この事業の啓発に努めてまいりましたが、今般あの、そのベースキャンプとなる旅行村キャンプ場。ここにあります既存の施設。これはあの、資料にも書いてありますように昭和48年に当時のキャンプ場をオープンさせた。もうすでに40年以上経っている施設が主だと。もう撤去も、それから修繕も、様々必要性がもう迫られているという状況。そういった中で、ただあの、悪いところを直すということだけじゃなくて、今後その、一体的にアウトドアをどう活用していくか。どういうふうに只見町は受け入れをして、そして町民の利用も高めていくか。そのために、今回、その専門性のあるアウトドアメーカーのスノーピークのコンサルティングによって計画を今策定しているところでございます。この策定にあたっては、当初予算で基本計画を予算をいただいておりますので、この範囲というのは旅行村に限らず、只見湖、それから田子倉も含めた全体的な基本計画を策定中でございます。今般あの、この既存施設に関しては、中間報告を受けて、それについては、内容、詳細については、担当委員会には説明申し上げておりますが、その基本計画、そして基本設計の下、資料にあります1番から11番目にあたる既存の施設を、真ん中のこの、表の真ん中ですが、整備概要として記載になっているかというふうに思います。例えば、管理棟であれば、内装改修しまして、これは右側に目的とありますが、ここ、今、事務所だけありますが、利用者間の交流であったり、地域間の交流をできるような、そういう空間をつくっていきましょう。また、これは防災機能も含めますが、旅行村については、現在あの、光回線も入っておりませんので、光回線を入れた通信環境を整えて、これはインバウンドも当然狙っているところでありますが、W i F i 環境などを整えていきましょう。そういったことを管理棟で。そして2番目の場内案内看板。これはもう30年も40年も経っている看板。これをすべてリニューアルして場内案内をきちっとして、利便性を高めたり、景観上配慮しましょう。また、英語表記などをして、今の時代に合ったこれからの観光を目指しましょう。そういうあの、一つ一つ、今の時代に合ったというのはそういう意味でございますが、そういう既存の施設を改修して、これだけのまあ、施設の数があるものですから、事業費も嵩むということでもあります。今般、県の

補助事業。これは電源関係の補助事業、3分の2の補助事業であります。この要望をいたして、新年度、そういった財源を手当てしながら、まず既存の施設改修をして、このアウトドア拠点の整備に踏みかかろうという内容でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） その施設の改修というの、よくわかりましたし、あれなんですけども、私、疑問に思うのはですね、一番は、結局、これ、施設直したから、これ、売上、これ、別紙もらったんですけど、これ見ると、売り上げが28年度から31年度に施設直ただけで倍増するののかということなんです。これには、結局、どういう方法で、インバウンドの説明もありましたけども、どうやって、そのインバウンドの人を引っ張ってくるかという、その根本がなければ、これはだめですよ。たぶん。だからこれあの、一般質問でも町長に聞いたんだけど、ユネスコエコパークで何がやりたんだという質問したんですけども、やっぱりそこに何かないと、今度、施設ばかり造ったって、新しくしたって、これは一年・二年は、これは珍しさに来るかもしれないけども、基本的構想がないと、そんなのダメですよ。と俺は思う。これ、スノーピークに丸投げしてしまうなら別ですよ。指定管理でもうやってくださいということだったら別ですけど、やっぱ、継続的にね、町で運営管理していくということになれば、もうちょっとしっかりした考えの下に計画しないと、これは計画倒れで終わっちゃいます。私はそう思います。その辺の考え方、ちょっとあの、課長でなくてもいいんだけど、町長とか、副町長とか、お聞きしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほどですね、管理の関係につきましては、お配りしてある整備事業の裏側の今後の運営収支の見込みの下の欄です。今、スノーピークのほうでは多くの施設を管理されておりますが、その中に、三つの種類のやり方をされてるようです。それであの、この事業を進めるといいますか、今、基本構想の段階ですが、その段階で変更しながら、スノーピーク側とは議論を重ねながら、それと、今、現在管理をしている振興公社の問題もあります。それで、そこ、全部いくのか、分離して進むのか。町の公の施設の管理の仕方についても変わってまいりますので、そこはあの、指定管理の期間が来年一年ありますが、そういった中も目標にしながらあの、ここの旅行村、それから只見湖周辺については議論を重ねて、どういうスタイルが良いかについてはスノーピークと協議をしていきたいと。で、そ

の結果によってスノーピークの考え方はまだ私は承知しておりませんので、それと、向こうは向こう、経営ですから、まあ、町は町で公共施設なものですから、そこのお互いの接点の合うところで、ですから、いつまでも町が強引に管理していくということは頭にありません。外資の受入れといいますか、そういったことについても議会のほうと理解を求めながら、可能であればやっていきたいというふうには考えてますので、その点、ただ、一つの施設だけですと、すっといける場合もあるんですが、公社がいくつもやっているうちの一つなものですから、そこら辺の考え方も並行させながらちょっと議論を進めていければというふうには思っています。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番。

3回目です。

○6番（佐藤孝義君） わかりました。

それ、わかりました。それ、そうであればですね、まだ、まあ、決めてないということでございますが、今の状態の、振興公社ですか。これ、町長が社長をやってらっしゃるわけですけど、今の体制のまま、あれ、いつまであんなこととして残してやるのかということで、俺もう、ずっと思ってたんですけども、スノーピークに、これ、(2)番の指定管理の制度に、もうスノーピークに任せるといふならば、まあ、それ、話わかるんですけど、どっちもどっちも中途半端なやり方、経営してたんでは、おそらくこれは、俺は長続きしないなというふうに思ったものですから聞きました。その辺をもう一度、後からでいいですから説明してください。

あとは、質問できなくなりますので、このまま沖下の定住住宅の件も、の答えも聞きたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 若干あの、旅行村の指定管理の関係、スノーピークの関係は、説明不足で申し訳ありませんでした。実態として指定管理を受けているスノーピークの内容については、指定管理料を受けているところと、ゼロのところと、それからその地域の雇用がゼロの場合と、複数の場合と、そういった事例がありますので、具体的に協議をしていきたいというのはそういうことです。

それとあと住宅のほうにつきましては、まとめてご説明申し上げます。今年、今までもご

説明させていただきましたが、菅家道人さんですね、から寄付をいただいた土地。いずみやさんの隣です。あそこを解体をして整地をして、あそこに建てたいということで、あそこも一部、水害には乗ったところですが、基礎をうまくやっていたら、それは対応できるというふうに考えておりますので、場所についてはそこでありますので、沖下ではありません。まねみつ線の通りです。

「息子さん、医者か何かやってた…」

○町長（菅家三雄君）　そうです。

○議長（齋藤邦夫君）　これでいいですか。

空き家の関係は。

環境整備副課長。

○環境整備課副課長（渡辺 浩君）　空き家対策につきましては、町でこれまでに実施してました空き家実態調査。あと振興センターさんのほうでやられてます所有者の意向調査。これを進めているところですが、今回あの、この委託の中で、委託の内容につきましては、空き家等の発生状況の背景と現状の把握。あと課題。今後の空き家対策の基本的な計画。これまでやりました実態調査とか意向調査を総括しながら、今後、只見町の空き家対策について、ある一定の方向性を出すような委託の中身となっております。

○議長（齋藤邦夫君）　これでよろしいですか、6番。

○6番（佐藤孝義君）　いや、質問できないでしょ。質問、もう3回…

○議長（齋藤邦夫君）　いやいや、今の回答で…

○6番（佐藤孝義君）　いえいえ、不十分です。

○議長（齋藤邦夫君）　いや、質問した項目は回答されていますかどうかということなんです。

質問の内容は不十分な点はいっぱいあると思いますが。

回答が十分で、質問した内容が適切でなければ、もう一度許可します。

○6番（佐藤孝義君）　これ、810万ですか。なんかその、金額で、委託に出されるんですけど、今、明和振興センターで、去年1年、2年ぐらい、もう2年目に入りましたけど、一生懸命やってらっしゃるんですけども、それと関係性はどうなんですかということをお聞きしたんです。

○議長（齋藤邦夫君）　町長。

○町長（菅家三雄君）　この計画につきましては、将来、国・県の補助をいただくための計画

です。ということは、具体的に今、明和とか、三地区センターで物件を調査しています。その後、空き家の内部の改修等、そういった利活用の時に、国・県の補助をいただくには、この計画がないといただけないということが一つと、今年度、この計画を作りますと、この計画を作る費用に特別交付税の参入が見込まれるということがありまして、急きょ、そういったことも踏まえまして、総合的に今回、県の指導を受けながら計画を作るという内容です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかにありませんか。

2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 今回の6番議員が質問していただいた事案なんですけども、この資料に基づいてアウトドア拠点整備事業についての説明が詳しく今回はあったと思いますが、それに対して6番議員、様々な質問していただきました。我々、担当委員会で8月30、9月6日の2日間、委員会において予備審査、この件について特にさせていただいておりまして、その中間報告に基づいて説明を受けました。その中で、我々の委員会で、今回、これ補正予算であがったわけですが、委員会では予備審査の中で、我々委員会としては統一して納得できたという事案ではございません。やはり今、質問にあったとおりの審議が、なかなか、まとまるようなところにもっていくことができませんでした。最後に町長が申されました。スノーピークの、この資料の一番最後なんですけども、事業提携（案）ということについての、町長はスノーピークの考え方もあると。あと可能であれば指定管理等々の答弁がございましたが、このような段階で、今回、まあこの整備の設計業務委託料1,980万、来年度2億円。そして、それ以降も只見川の周辺ですか、の整備事業とか、まあいろいろ、これからの、ここにも書いてございます。JR只見線の再開通。それから289号線の開通をにらんだあとの観光整備というのを考えると、一番大切なこの部分、誰がやるのか。どのようにしてやるのか。そして、これからの2億円プラスいくらかかるかわからないような観光施策の基本であるところは、やはり運営。運営に対するビジョン。この考え方の整備がちゃんとなってからやらなければならないというのがうちの担当の委員会の総意でございました。そういうものに基づいて、今回も委員の皆様方には質問がいっぱい、所管のことでやってきたことですが、納得いく状態できておりませんので、これから委員の皆様も発言すると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。この件について、もう一度、町長の覚悟といひますか、この観光行政について、もうちょっとわかりやすく、スノーピークとの交渉。それに対する覚悟といひものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 旅行村の施設整備につきましては、先ほど担当課長のほうから説明ありましたように、昭和48年から進められて、老朽化が非常に進んでいるというところに、電源流域で構成している歳時記の郷活性化事業の中で、昨年、道の駅から、一昨年ですか、旅行村整備のほうに計画変更されて、これについては議会のほうにも説明されていると思われれます。それで、最終年度、他町村との兼ね合いもありますので、その金額の内容といたしましては先ほどから説明をしております、今の青少年旅行村。それから憩いの森の施設の整備。今風といいますか、近代的な形にリニューアルしていくというのを基本として、今回その整備をしたいということで、それで、ただ、この事業につきましても約1億9,000万、3分の2が国・県の補助金という優良なところもありますので、これは先送りの場合、町村間の問題がありまして、実施が将来できなくなるというようなことがないようにしたいということもありまして、丁寧にやっていく必要はあると思っております。それと併せながら、じゃあ経営をどうするんだということについては、従来からご指摘を受けておりまして、それで、町内の指定管理については、地元業者優先という流れがひとつ、私はあつたように感じております。ただ、それではいつまでもそのままでは、やはりあの、十分な経営能力のある雇用がなかなか難しい時期がきておるといふふうに思いますので、外部からの人材の導入についても当然、検討していかなきゃならない時期だといふふうに思っております。そういった中で、今回、基本構想やなんか、全て、スノーピークさん、アウトドアでは専門家でありますので、その方に依頼をして、中の設備のリニューアル化は進めております。で、そういった指導の中で進める中で、それではこの後の管理・運営については、一応、スノーピークさんのほうと協議をしながら、意見を求めて、そして只見町の実態も承知をいただいた中から、一番良い案を生み出したいというのが今考えている、検討している内容です。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 今の事案に関してでございますけれども、要するに、私達は、現在の計画は既存の老朽化した整備を直していきましよう。それから、また新しく造っておくのも、これからの時代に向けてやっていきましようという計画だと認識しております。それで、その件については、私、再三、委員会でも言いましたけれども、そこは老朽化したのは直さなきゃならない。この旅行村もなくしてはいけない施設だといふふうにも感じておりますし、

田子倉周辺、それから只見ダム周辺。それについての観光開発も必要だと思っております。そういった面では、当局の方と意見は一致していると思っております。ただそこで、先ほど委員長が言いましたように、じゃあ、どういうものが将来的にできるのか。最終的にいくらかかるのか。誰が、どうやって経営されるのか。今ほど、町長さんの答弁にもございましたけれども、それは今、基本計画策定中という委員会説明でございました。その基本計画は、じゃあ、いつできるのか。将来的な全体像はこの次に2億余りの事業費がかかろうとしています。その前には、もう私達の前に提案されるのか。その辺のところをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今回、委託を提案しております事業内容につきましては、財源の手当てが付いております。ただその後、現在、基本構想がまだ全ては上がってきておりません。出てくる内容に応じて、財源手当て、それからどういう、順序もあると思います。そういったもの、本当に只見で何が必要かというのは、もう一度そこは選択をしながら、財源手当て等見通しが立てば、議会のほうとも協議をしながら、それと、先ほど申し上げました他の大きな事業、いくつかございます。そういったものとの関連の中に合わせながら検討して、提案をしていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番。

○7番（鈴木好行君） 私、一般質問の時にもたぶん、スピーディーさに欠けるというようなことを言っただけだと思います。私が言わなくてもほかの議員が言っていると思います。それである、そういったものに対して、答弁に対してですね、具体的な時期とか、いつまでにやりますとか、そういうふうな、私達を安心させるような答弁はできないものでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） その、個々の具体的な時期というのが、一番私、今、苦慮しているところです。それで、前の一般質問等の中でもお話をさせていただいたと思いますが、早急にあの、庁内検討と、想定されるものが私なりに持っておりますが、職員にも持ってるはずなんです。そこを出し合った中で一つの方針を示しながら、それと年次計画、財源対策等を詰めながら進めていきたいというのが私の考え方です。

○議長（齋藤邦夫君） 予算のページ数を申し上げてから内容を申し上げます。予算審議ですから。

7番。

○7番（鈴木好行君） すみません。13ページの、旅行村整備設計業務に関してですけども。
3回目でございます。今ほど答弁ございました。やはり、どうしても、時間的に急がなければならぬ事案。只見町の将来を担う大切な事案だと思いますので、スピーディーに、また、（聴き取り不能）中間でも我々議会と共に進めていっていただきたいと思いますので、その辺のところ、最後に答弁いただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 現在あの、アウトドア拠点整備の基本計画というものを策定をして、これは年度内にはまとまりますし、併せて基本設計もまとまりますので、全体の事業費は出てまいります。また、その完全に出る前にですね、今申し上げたように中間的にご相談を申し上げながら内容を詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） まずページでございます。13ページのただ今の旅行村の設計委託の関係であります。これはあの、委員会でだいぶいろいろ議論はさせていただいておりますが、やはりあの、本来を言えば、いわゆる、ある程度の運営計画があつて組むのが実施設計だと思っております。でまあ、今回はその実施設計がある程度、先行という格好になるわけですが、是非これは、今までもここで、何名もの議員から話が出ておりましたけれども、是非これは、この設計業務と同時に、このいわゆる運営形態。これを早期にお詰めいただきたいと思います。もう一度これは町長の、もう一回、ご答弁をいただきたい。

それとですね、14ページの空き家対策計画の策定業務委託料であります。これはあの、特別交付税またはいわゆる補助の対象となるというところはわかりました。ただ問題は、いわゆる今後の町の、町にある空き家の計画づくりに際して、町は元々、どういう考えを持って委託されるか、されるのかという点をちょっとお聞きしたいと思います。丸投げではやはりまずいと思いますから、基本的な、いわゆる利活用の町の活用の、いわゆる考え方ですね。この辺をお伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 旅行村の運営の考え方につきましては、来年度とかということのなく、年度内から、スノーピークさんのほうとは接触を持ちながら議論を重ねて、どのような形が

一番良いかというものも踏まえながら、検討していきたいと思っております。

それと空き家対策の指針の関係ですが、将来、その空き家を、どのように利活用するかということについては、ケースバイケース、いろいろあると思います。地域性もあると思います。そういった中で、どういう形でもある程度対応できるというのはまあ、国・県の財源の問題ありますので、補助を受けられる環境づくりをしておく必要があると思っております。そういった中での、今、国・県の考えている空き家対策と併せながら、その補助をいかに活用しながら空き家対策に取り組んでいけるか。その辺は県の考え方なり、その指針に沿ったところの計画をひとつ樹立する必要があります。それと併せながら町内、三振興センターで従来やってこられた内容について、協議をしながら付加を加えていくかどうか。そういったところも併せながら計画は作っていくことになるというふうに私は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番。

○10番（目黒仁也君） 今の空き家の関係もう一度お尋ねしますけども、お聞きしたかったのは、例えば、今ある空き家を将来、例えば観光活用したいとか、いわゆる一般住宅に活用していきたいとか、またはそのいわゆる交流人口、または移住のためのものに活用したいとか、そういった基本的な方向性、町が持つておられる方向性。そういった点はどうなんでしょうかと。で、こういって委託出される際には、ある程度、その方向性に沿った計画を作りませんと、いわゆる、思ったとおりのものにならないんじゃないかなという、単純な疑問からであります。町としての活用の方法。どこに重点を置かれているのかという点であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） そこはですね、どういうスタイルでも対応できるような形に持って行って、そこから選択していけるような形をとれるのが一番良いのかなと思っております。それと、契約そのものは、例えば観光でいくのか、それから一般住宅としていくのかについて、その一般住宅の場合ですと、補助の対象になる具合とか、そういったものも違ってくると思います。制度上で。そういった中身を十分研究しながら、観光で使う場合は100パーセント使える場合もあると思いますので、その辺は柔軟に対応できるような計画書にしておく必要があると思います。それと併せながら、計画書につきましては必要に応じて変更をしながらやっていく必要があると思いますので、利活用、それから解体といいますか、そういったもの、全てある程度、空き家対策の解消となる事業を上手に取り入れられて、その対策に対応できればというふうに今のところは考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） ページ数ということなんで、今までお話盛り上がった13ページの旅行村の関係なんですけど、今回、こうした、要は資料をいただきました。私あの、委員会の席でお話した、本当に欲しい資料は、やっぱり、これを経営して、売上高のなかでどのくらいの材料費あるいは人件費がかかるんだと。つまり、2億かけようと、3億かけようと、私は良いと思うんですよ。ただ、我々、この1,980万の予算を議決したらば、やはりその議決は継続性も持たなきゃならないし、それを活かしてほしい。そういうふうに我々は思うわけですよ。でも、この前は、委員会では私は経費率がどのくらいかかるんだ。例えば、簡単に言いますと、湯ら里でビーフカレー作ったと。その場合は、あれいくらだったかな。例えば1,000円すれば、材料費は3分の1だと。で、3分の1は人件費だと。そうした中で計算して、初めて事業は、どのくらいお金がかかるんだと。そして、結果的に、投資した資本がどのくらい歩留りがいいんだといったのを判断するのが、私はやはり、今回の議会でその判断をさせていただきたかったなというふうに私は思っております。それで、こうしたことが、出てくる、そうしたことが実施設計の中で出てきたんでは、考えてもくださいよ。これは遅いわけですよ。ですから、我々も、議決する側にまわってはいるんですが、大変その、そうした、町長お話あった答弁の中にも、スノーピークにやっていただけるのか。あるいは今回、外資と。これはあの、町長の2回目の答弁で私聞いたんですが、地元業者優先の考え方から変更するといったようなことまで町長は述べられております。そこら辺りが、その収支というか、経営の見通しが、いつ頃できるのか。いつ頃、我々に提示していただけるのか。それをまずひとつ、そのことについては伺います。

そして、それ以外、ちっちゃなこと、いくつか伺います。

9ページの財産収入。山林で373万3,000円。これ、収入に挙がっております。こうしたあの、財務規則とか、そういった中で、この山林は財産台帳上、いくりに評価されておられましたか。で、売るときに、予定価格をたしか設定されたと思うんですが、予定価格はいくりに設定されたか。で、これに参加されたのは、どこの人が参加されたのか。で、373万3,000円というのは、おそらく、町外の業者じゃないかなと。町内の業者は、私が聞くところによると、参加されていないように聞いております。

次に、11ページの総合政策費。財産購入で565万2,000円。これの、購入されよ

うとする相手方は土地開発公社ということなのですが、その前の人は誰なのかなど。で、平米あたり計算してみましたが、随分、今の只見の実勢価格から言いますと、随分高い。種目が雑種地だという答弁はございました。平米あたり840円。1反は1,000平米ですから、千倍すると84万。これは、まあ、田んぼとか、畑とか、宅地とか、そうしたものの値段が、今は只見は、バブルが崩壊しているように下がっている。役場近くの空き家売りますという看板も、2年間経っているけども売れない。そんな状態の中で、私はやはりこの、只見の土地の値段というのを、今までの過去を振り返って、いわゆる役場も見直していただきたい。こうしたことを私、議会で喋ったのはこれで2回目です。1回目はいつかと言いますと、長浜に用地買収をされる時。私、その時も、反あたり300万という用地買収の価格に対して、何年ですかということを知りましたら、まあ湯ら里の買収価格だと。私も携わっておりましたが、平成7年に買収した価格。これがずっと生きていた。で、最後には、当時の町長は、どっちにも土地を持っている人がいるから、やはりそうはいかないといったような答弁までされました。これは、私はいつかしら、どなたがやろうと、私は、いわゆる、やるべきだと。ということは、民間での土地売買が、役場で300万で買ったと。そういうのが民間での土地売買の大きな尺度になる。だから、例えば若い人達が土地を買って家を建てたい。で、土地を持つてる人に売ってくれませんか。役場ではなんぼなんぼで買ったらしいから、それと同じ値段と。今、只見地区ではものすごく暴落しております。そんなことを、答弁なりお願いをしたい。

もう1個がブナセンター費。これあの、蔵の解体費で200万ということ計上になってますが、これについては私は質問はしませんが、関連して、この、要は、田子倉館の後ろのことなのですが、整備、駐車場として整備するという委員会での説明がございました。で、今、田子倉館の周辺の人のお話を聞いてみますと、田子倉館の中に、有料でコーヒーでも飲めるカフェ的なものが、なんで役場はつくいやんねえだべなど。で、近くに喫茶店がありますが、あの通りには喫茶店がありません。で、私言いたいのは、あれを、蔵を壊して、整地することになると、駐車場としても相当のスペースが誕生します。近くには耕作放棄地もございます。いわゆる外国みたいに、テラスとか、そういったものをつくって、そして、コーヒーでもゆっくり飲める。まあ、場合によれば、前にある三石屋のうまいプリンでも食べながらコーヒー飲める。そんなことを視野に入れて、この舗装したり、蔵を壊したりしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

で、14ページの住宅建設費の敷地整地。これが992万6,000円。これもあの、委員会で、そういうお話が課長からございました。私は、要は、役場で、建物を建てるとき、あるいは建物が建って外構工事をするとき、まったく豊かな予算です。この992万6,000円も、要は、今の敷地が1メートルくらい、一番低いところでは、一番低いところは1メートルくらい低いというお話も聞きました。民間ではこうしたところに鉄骨でも何でも、住宅を建てるとき、1回盛り土して、そして整地して、しかも設計費が800万なのに、992万6,000円。1,000万出してもいくらも釣りもこない。そんなお金かけて、その整地した後、もう一回基礎を掘ると思うんですよ。基礎はおそらく1メートルなんてもんではなくて深いと思う。そういうところに、まあ、見て見ますと、まるっきりあの、町財源ですが、そういうところに、なんでこれだけのお金をかけてやるのか。いろんな、議会ではいろんな、将来的に少子高齢化だ。過疎だ。地方交付税が減る。電源開発の固定資産税も減る。そうしたとき、いわゆるこうしたものは抑えるべきだといったような議論がいっぱい出ます。でも、私は建てなきゃならないのは建てると。これは必要だと。でも、こうした、要は、環境整備だとか、建物を建てるときに、補助金対象の分については、まあ、いいやといったようなお話もございます。町長、先ほど説明された、3分の2の補助金が出るからと。私はそういう言葉は好きでないです。日本列島の誰かがお金を払わなきゃならない補助金だなというふうに思いますから、私はそうしたことをできるだけ考えないようにしたいなというふうに思います。で、14ページの、直接まあ、そんな考え方で聞きたいのは、この工事がどうしても必要だというふうに思われるのか。どうなのか。そこだけ、このことについては伺いたいと思います。

まあ、いくつか、質問して、大変まあ、申し訳ないですが、やはりあの、私はそうしたことを質問したいなというふうに考えております。

以上です。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 商工費のご質問から先にお答えさせていただきたいというふうに思っております。

今回の、この旅行村を中心とした施設整備にあたりましての、その運営面。たしかにあの、今後の運営、それによっては大きくそのランニングコストが変わってくるということも、私も十分承知をしております。そのためには、いかにその運営を、効率的というか、有効な運

営をしていくのかということだというふうに思っております。現在、会津ただみ振興公社。長年に亘ってこのキャンプ場を運営してきておりますし、その実績はある意味、認めておりますが、やはり、これまで培ってきたものが、今後、継続性として期待できるかといったときには、やはり、これまでの運営では、施設面、運営面。やはり改善していかなければならない点あると思います。その改善する点をスノーピークに見出してもらうということが今回の大切なところかなというふうに思っています。そのうえで、その改善点を見つけられたうえで、今後の地域振興というか、観光振興にあたる条件整備として、まず最低限、こういった整備を行って、その有効な施設運営できる基盤をつくらうということ、今回行おうとするものであります。そのために、このスノーピークというのは、キャンプ場運営のこれまでの手腕とか、この情報発信力、約26万人の会員がおりますが、そういったところへの情報発信力ですとか、その集客力の高さ。これらは、このブランド力というのが優れたものがあるという、そこに期待をしている。その期待をどう、ここの事業に結び付けていくかというのを、この今回のコンサルティングを契機に具体的にその検討に町長が入っていくことでもありますので、これは事業を来年に控えていれば、これはもう、即刻にその運営検討には入らなければならないというふうに思っております。これには大変に、雇用の面ですとか、地域の経済雇用、効果がどういふものがあるか。そこがひとつの、大変大きな分岐点になるかなと思っておりますので、これについても、今後、早急に検討して、その検討経過を議員の人達にも、皆様にも、報告しながら、その運営計画を詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 藤田議員から2点質問ございました。

はじめに、10ページの用地買収費ですか。こちらにつきましては、亀岡地内ということで、先ほど説明させていただきましたが、ビーチバレーコート及びトレーラーハウスの置き場のところでございますが、今は、今回購入するのは、土地開発基金から只見町一般会計で買い戻しをするという内容であります。で、その前の所有者ということになりますと、亀岡集落の17名共有地ということになってございます。土地開発基金で購入した時期は28年の9月です。土地の購入につきましては、町で一定の参考となる価格でございますけれども、その中で様々な経緯等々踏まえて、交渉によって単価は決定しているということでございますのでご理解いただければと思います。

それともう一つは、ブナセンター費の建物解体工事に関わるもので、その解体に伴って、広い用地に寛げるスペースをつくれれば良いのではないかというようなお話だったかと思えます。まずあの、こちらですね、両委員会のほうにもお話はさせていただきましたけれども、こちらあの、この土地については、現在、建物については町の所有で、土地についてはまだ一般の方の所有ということになってございます。で、そういうことで、今回、建物を解体をさせていただいて、現在、農地ということになってございますので、そのあたりの条件をクリアをしたうえで町が購入して、今後、駐車場等の整備に向けて事務を進めていきたいということでございます。委員会の中でもそういうお話ございまして、田子倉館の2階の扱い、2階で寛げるスペースという話もございました。そういうお話が昨年度からお話があったということを確認させていただいておりますが、2階、たしかに会議等で、無料でお使いできるようなスペースが現在あります。おそらくフロアで14畳、畳間で14畳ぐらい、たしかあったと思います。廊下がど真ん中に走ってるんで。で、今回あの、いろいろ、資料室の関係で、ちょっと修繕をさせていただくわけですけど、したいと考えておりますけれども、それを完了しましたら、ギャラリーとか、そういうようなちょっとした展示を含めて、今、あそこ、机等もフロアにはありますので、そういうような寛げるスペースがつくれればというふうに考えております。今、1階にはコーヒーが、インスタントですけども飲めるようなスペースはございますが、そういうことじゃなく、もっと寛げるということなんだろうと思いますので、そのあたりはですね、内部でも今後検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） それでは、藤田議員の、9ページの歳入について説明させていただきます。

まずあの、9ページの山林等売払収入373万3,000円の内訳、これありまして、先ほども歳出のほうで説明いたしましたが、福島緑の森づくり公社との分収林の下福井区にお支払いするといった7万4,000円あったと思うんですが、その金額と梁取・大曾根地内のカラマツの排出間伐の366万1,200円。これの合計がこの373万3,000円の金額になっておりまして、藤田議員のご質問の山村等の売払収入につきましては、366万1,200円ということだと思っておりますが、これは間伐、排出間伐を行っておりまして、伐採地が梁取・大曾根地内になっております。山林の評価並びに予定価格につきましては、

大変申し訳ありませんが、現在、資料を持ち合わせておりませんが、この中で先ほども申しましたが排出間伐ということでありまして、全体の木を皆伐したわけではございません。間伐、要は大体3割分の木を切って排出、売払いしたということでありまして、これにつきましてはあの、委員会の中でも説明させていただきましたが、28年度、間伐した残材ということで、売払い、公売をさせていただいております。公売につきましては、業者名なんですが、栗木林業さんということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長補佐。副課長ですか。

○環境整備課副課長（渡辺 浩君） 14ページの住宅建設費の工事請負費。敷地整地工事なんですが、これにつきましては、先ほど説明したように、沖地区の空き家の跡地等を予定してます。当然あの、来年あの、施設の建築を予定してますので、施設完了後、道路より、今、若干低くなってますので、排水の関係から、道路よりちょっと高くするのに、土砂の運搬も含めた工事費を予定してます。で、まあ、一冬おいて、地盤が絞め固まった状態で、来年、その住宅のほうの建築を予定してますので、できれば今年中に敷地造成をしたいと考えています。あと敷地内につきましては、昔の池とか、あと水路等ありますので、池は埋戻しして、あと水路について100メートル程度ありますので、それを敷地内の外側に配置する工事も含めた形の工事内容となっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 簡単に聞きますので、簡単にお答えいただきたいと思います。

最初にあの、スノーピークの関係なんですが、要はランニングコストが、我々に、このくらいの水揚げがあるけども、このくらいかかるよといったのが、わかるのがいつですかということを知りました。それについて教えてください。

で、あとあの、財産収入の大会根の件なんですが、参加した業者がどのくらいあったということを知りました。あとは、栗木林業という会社が落とされたということも知りました。この栗木林業というのはどこの会社ですか。それはわかったら教えてください。

あとは、公有財産購入費。町長ほか、皆さんいらっしゃいますので、今の只見の実勢価格を、いわゆる反映した町の財産購入であるべきじゃないかなというふうに思います。今、ひよっとすると、田んぼは、これ、まったく稀な例だと思うんですが、10万なんていう話もないわけじゃないです。それは、そういうお願いをしておきます。

ブナセンター費についても、カフェ的なスペースということなんで、是非あの、あの周辺の人はそういったことを期待しております。そして、あそこの国道が広がった時に、そういうスペースができればいいべなといったようなお話しもあります。是非あの、そうしたことに、この次でしょう、用地買収が上がって、その全体の考え方ができる時、そうしたデッキといいますか、オープンスペースみたいなのがあって、半分外のような感じでコーヒー飲めるような場所も考えていただきたいなというふうに思います。

でまあ、14ページの住宅建設の敷地整地なんですけど、そうした水路があったとか、そういったことは今回、初めて聞きました。で、今、私の家の前の三好食堂というところで同じような工事を今やっております。私、お昼休みに、それやってる業者に聞きましたが、やっぱりあの、民間は、要は、今の高さでそのまま丁張かけて、そこに基礎を、例えば1メートル掘るんだったら、1メートル下がってれば基礎掘る必要ないわけですよ。ですから、そうした考え方を民間はやると。で、建物が完成してから初めて盛り土をやると。このやり方は私から言わせれば二度手間だというふうに私ははっきり申し上げます。と考えます。まあ、そんなことで、是非あの、細かい話ですが、答えていただきたいなと。

でまあ、商工費について、一番、私は関心持ってます。で、私あの、何日か前に、当局側で答弁される中で、素晴らしい言葉を話された方がいらっしゃいます。町としての覚悟だということを喋られました。で、私はあの、旅行村を2億かけて整備すると。そして、ランニングコストもわからない中で1,980万の予算を賛成しろと、今言われているわけなんですけど、私は旅行村だって、町としての覚悟だと。あれを古くなったから直さなきゃならないなんていうことは、これはあの、町民が決めるべきことだと思うんですよ。もし、極論ですが、只見にもこうしたものをやっても採算が取れない。町民もそれほど利用しないという状態であったら、やめることを考えることも私は町としての決断だというふうに、覚悟です、ごめんなさい。そういうふうに私は考えます。ですから、とりわけ、こうしたことにしつつこく聞いているんですが、まあ、背景としては、こうした覚悟っていうのは、いわゆるスノーピークだってひとつの覚悟だというふうに思っておりますので、是非あの、気を悪くされないでお答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 今回のこの旅行村の整備計画につきましては、繰り返しにな

りますが、この只見川、ダム観光も含めまして、一体的にこの受け入れ環境を整備していこう。そのために必要な条件を一つ一つ整備していきましょう。確かにあの、その整備にあたっては、今回あの、多額な設計費と工事費を予定しておりまして、それについては慎重な議論というか、検討は必要だというふうに思っております。で、一番その心配されております、このランニングコスト。これについても、これからの課題だというふうに思っておりますが、これまでのそのランニングというのはこの既存の施設からして概ね検討はついております。これまで。これは収支が出ておりますので。平成28年までは。ただ、ここに付帯して、ランニングが掛かるというのは、たしかに人件費であったり、それはサービスの面で、人件費であったり、それから光熱水費も掛かるでしょう。で、これらについても、もう少し具体的な設計をしていかないとあきらかなところはわかってきませんので、それを進めながら、あまり祖語のないような数字を示していきたい。そのために、これも繰り返しになりますが、先ほどの公社が運営してきた今までの課題、それをどう改善していくか。それをそのランニングコストにどう反映していくかというのをこれから詰めさせていただきたいと思っております。それが基本計画を今お願いしておりまして、年度内契約ではございますが、旅行村についてはなるべく早く、早急にこのランニングコストが明らかになるように努めてまいりますので、なんとか、今はここまでしか申し上げられませんが、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 先ほどの藤田議員の質問なんですが、栗木林業はあの、どこの町だという質問でございますが、会津美里町の業者さんでございます。

〔「何者参加…」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 入札参加者。

○農林振興課長（渡部高博君） 入札というか、公売でありまして、栗木林業さんともう1者、大変申し訳ありません、名前は思い出せませんが、2者で公売ということになりました。

○議長（齋藤邦夫君） 予定価格とか、そういうことは聞かれたな最初に…

農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） すみません。もう1者はあづま林業さんという福島市の業者さんでございました。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課副課長。

○環境整備課副課長（渡辺 浩君） 沖地区の敷地整地工事なのですが、先ほど説明したように、降雪前に盛り土と排水溝を含めた工事を実施したいということで、その辺をご理解願います。実施事業費の縮減につきましては、通常まあ、盛り土工事とか、委託に出すと、コンサルさんに200万とか、300万とか、そういった経費掛かりますので、その辺は職員の自前で対応して、あと工事の実施の際は、先ほど説明したように土砂の運搬とかありますので、それをなるべく近くから運搬できないか。その辺を請負の会社さんと協議しながら、実施につきましてはなるべくお金をかけないで、降雪前に早く進めるような感じで進めたいと思いますのでご理解のほど願います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

3回目です。

○3番（藤田 力君） 3回目になりますが、町長に、スノーピークの関連でお伺いしたいんですが、先ほどらい、外資とか、地元業者優先からの脱却といいますか、変更といいますか、そういったことを口に出されております。参考までに申し上げますが、会津管内で、例えば糸桜里の湯ばんげとか、ああいった温泉施設。支配人と今も行ったり来たりがあるんですが、いつ、この契約変更になって、いつその、自分たちが、もう仕事とられっちゃうか、わかんねえと。あそこまあ、地の利がありますので、会津平一帯の、例えば電気工事の資格を持っている人とか、あるいは給排水の資格を持っている人とか、6・7人集まれば、あとはビル管の資格持っている人とか、もうその、指定管理の入札に参加できるといったような地の利があるんだそうです。ですから、あそこはべつに、坂下町の人なんていう指定がないものだから、そうしたメリットがあるのかなというふうに思っております。町長は、この外資とか、地元業者優先ということからちょっと変えてみたいといったような感じでたしかお話になったのかなというふうに思うんですが、いわゆるこれは、やはり、私は賛成も反対もしませんが、これは是非あの、よく見極めて、要は人です。事業やるのは人。ですから、それをよく見極めてやっていただきたいというふうに思います。私はそういうことを希望しております。

あと財産収入の関係なんですが、私あの、課長に提案したいんですよ。で、今回のおしらせばんで私もちらっと見ました。最近この、梁取のカラマツで2回入札がありました。それで、1回目も確かこの栗木林業さんが落札されたと。で、2回目も同じ業者が落札された。で、皆さんも十分ご承知だと思うんですが、もう林業というか、もう、なんていいますか、もう衰退なんてもんでなくて、本当に厳しい状態にあります。で、私も役場に使っていた

いた頃、この基本財産をつくるんだということで、ヨナ沢だとか、梁取の三沢だとか、そんなところに植林をするのを仕事をさせていただいたことがございます。そして、それから40年くらい経った今、そうしてできた財産を、より高い人に売るとというのが財務規則上の考え方だと思います。それまで私は否定はできないんですが、ただですね、早く言えば、高いところであればどこでも売るという考え方でなくて、私は、いわゆる、例えば面倒でしょうが、1回は只見町内の業者に、1回は入札参加しろと。そして町内業者だけでやって、予定価格がいくらなのかはあるでしょうが、私はやはりあの、そうしたことをやっていただいて、もし町内業者が落札できれば、今回の場合とは違うんでしょうが、伐採したり、搬出したり、製材したり、売ったり、これは雇用の拡大になるというふうに私は思っております。そして、売れなかったら2回目は町内限定のルールを外して、もう、どこからでも来てくださいといったようなあり方ができないかなというふうに思っております。どうでしょうか。これあの、1番目のことも、2番目のことも、町長、差支えなければお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それではあの、お答えをさせていただきます。

まず1番目の関係ですが、私もあの、湯ら里と公社のほうの現在、社長をやらさせていただきながら、実際の経営を見ております。やはり一番悩むのが人材です。これは、まあ、若干、確保には限界があるかなという気がしないわけではありません。そういったところをどういうふうにもっていくかという中で、今年度あの、県内のスキー場の会が湯ら里でありました。それで、約、各施設、40施設くらいのスキー場の、結局、管理者の方です。経営者ではありませんが、管理者といいますか、技術者の関係のほうの会だったんですが、そういった中でいろんな方とお会いしましたが、具体的な例としてはこの近くでは、伊南のスキー場、南郷スキー場。それからきららが会津管内の業者さんに指定管理で直接受けて、管理料はゼロということで苦労はしているというお話も、一緒にこう、お話を聞いてました。そういった中で、やや、そういった観光施設の流れといいますか、は、若干、広域化でないと集客が見込めないのかどうか。その辺のことはちょっといろいろとお話をさせていただいた中で参考になりましたので、検討はしていく必要もあるのかなという気はしました。ただ、うちのような小さなスキー場では、まあ、相手にもされないお話ではありましたが、ただあの、それ以外の施設、旅行村を含めまして、そういったものについては真剣に考えていく必要があるのかなということを痛烈に考えましたので、そういった意味で外部の方の導入も視野に

入れたいというのはそういった意味です。深く、すぐに、そうするというものではありませんが、ただ、スノーピークさんとの議論というのは、そういったものもひとつの対象にはなるのかなというふうなことも考えながら、それと、既存の振興公社の雇用の問題等、そういったものがすべてクリアできるものであれば、方向性は示しながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、もう一つなんだっけ…

○議長（齋藤邦夫君） 財産収入です。

○町長（菅家三雄君） 土地の関係ですが、

〔「木材」と発言する者あり〕

○町長（菅家三雄君） 木材の関係ですか。これにつきましてはあの、まあ非常に、只見の場合、今はカラマツは良いようですが、杉材に関しては非常に問題があるということでは実情の中ではあるんですが、まず地場の事業者さんに出して、それから、なかったらという場合、この場合、予定価格よりも、以下と超える場合とありますが、超えれば安いかな。それから外資、ほかに出した時に、たぶん、これ、若干、申し訳ないんですが、想定は相当低かったです。まあ、300万からの額になるというのは、ちょっと私も想定しておりませんでしたので、一気に地元ではなかなかという、内々の話は聞かないことはなかったんですが、そういったことで公売にかけたという兼ね合いもありますので。ただあの、言われる趣旨は非常によくわかりますので、その材といいますか、その内容等に応じて、ケースバイケースで地元優先というのは当然考えながらやっていきたいと思いますが、あまりにも乖離があるようでしたらば、そこは慎重にやらさせていただきたいと思いますので、ケースバイケースということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

3回目です。

○8番（目黒道人君） 藤田議員の一般質問が長くなりましたので、僕は手短かに、1件。

13ページ、旅行村整備計画委託料に関してです。配付の資料のことでちょっと伺いたいですけれども、この件は経済委員会の中でもかなりあの、白熱した議論になりまして、最後、ちょっと時間切れになってちょっと聞けなかったもので、ちょっと今伺います。この資料、裏面ですか、一覧ありまして、28年と実績。この中で稼働率の欄。この一番下に合計とあ

りますけれども、この稼働率足していってみますと、87.3パーセントということになってます。これ、合計だと100パーセントになるのかなと思いますが、まあ、ならない理由があればお答えください。そして、右のほうに移りまして、31年度見込み。こちらも稼働率合計していきますと、今度は163.3パーセント。100パーセントを超えておりますが、これについてもちょっと伺いたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 商工費のご質問でございますが、資料の裏面の、4番、売上高、利用者の見込みの表中の稼働率のところのご質問かというふうに思っておりますが、この稼働率というのは年間の営業日数170日での計算。これによつての稼働率でございますので、足して全て100になるということではございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） （マイクなし 聴き取り不能）…でしたが、この13ページの旅行村整備設計業務委託料1,980万。これが（聴き取り不能）金額の約1割相当だということから、スノーピークの話。それから契約切れを迎える平成31年4月以降までの話。これ、今もどうしてもこの金額と、その将来、この設計業務がどうなっていくのかというところに不安がありまして、どうもその、この1,980万円議決するのかなという不安がありますが、第一の不安は、町長、これ、どうもその、外部委託するとか、内部委託するとかいってもその、この旅行村、新しく生まれ変わるのであろうスタイルは、これ、純然たる企業経営のスタイルではないでしょうか。これがはたして、自治法でいう、244条でいう、その体育館や図書館などの地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設というものにはまるんでしょうか。でないとなれば、はまらないとなれば、指定管理者制度を前提にした議論は無意味ではないですかということでもあります。そうであるならば、配付資料の裏面の収支計画の書いてある一番下にあるカッコ三つですね。これって、指定管理者制度というのを（2）にありますし、オフィシャルパートナー契約もありますし、3の地域包括連携協定というこれもあります。これはあの、指定管理者制度をしていったうえで、さらにこういった契約を結ぶといったような解釈で良いんでしょうか。あるいはこれ、1・2・3とも、それぞれが二律背反するものなんでしょうか。まずこの2点。第1点は、すでに指定

管理者制度という制度で運営できない営業形態になっているのではないのか。今後、この予算を執行して得られるものは。運営先も含めまして。二つ目は、そうであるならば、指定管理者制度以外のオフィシャルなのか。地域包括なのか。その辺、重複してこれが契約できるのか。あるいは三者、それぞれが二律背反なのか。この2点について、第1問にしてお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 指定管理者制度っていいですか、公の公共施設について、たぶん、平成15年か6年の頃、制度ができたんだと思います。15年ですか。ただ、施行が18年頃だったかどうか。ですが、これにつきましては、法の制度そのものが、元々が町が直接、委託契約等で管理をしていました旧第三セクターという形の経営形態が非常に赤字が多いという、今も指定管理者制度になりましても、そう大きくは変わらないところありますが、そういったところの解消のために国が法改正で指定管理者制度というやり方できたと思いますので、たしかに、元々、観光施設を運営していた、町が直接運営していた頃、スキー場もそうです。歳時記もそうです。旅行村もそうですが、これにつきましては、地方自治法上は認められた分野ということで、その継続の中で公の施設という指定管理者制度が導入されたということで、ただあの、田子倉のレイクビューのような形、指定管理者にいかない形の管理の方式と今二つはありますが、ただ、昨今のその運営、経営状況といいですか、そういった点で非常にあの、赤字のスタイルは非常に変わらないという、指定管理料という名目で赤字を解消していくというような形がとられていますので。表向きは。ただ、実質的な赤字にはなっていますので、そういった点については、まあ、企業経営と言われれば企業経営なんですが、それは認められてきた範囲内というふうに私は考えておりますのと、旅行村については、収支計画が31年度というひとつの、ごく身近なところで押さえてますが、これが289が開通した時には、また違った形の収支が出てくるというふうに想定していますので、そういった中に合わせながら、これはまあ、観光施設として企業経営的な分野も含めながら、多くは、収支はとんとんで良いと思ってます。行政がやる場合は。ただ、民間が入ってきた場合、それでいいかどうかという議論は、これから当然出てきますので、行政が指定管理者制度で続けている間は、原則は収支はとんとんだと私は思っております。それで、ただあの、先ほど言われましたように、提携の三つの案があります。これは三つとも内容は違って、パートナー契約というのは共同でやりましょうという考え方。指定管理者制度についてはスノーピー

クにお任せするという、そういったあの、管理の形態の議論ですので、そこはあの、ほかにまた違う管理の形態があるのかも含めながら、それと、条例なり、地方自治法上に抵触しない範囲内で、そこは対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 私は7ページの下段から、下のほうから2行目の、地方交付税についてお尋ねいたしますが、普通交付税の、交付するには、今回、ここに書いてあるように、2億9,400万にかかることについて、5分ほど質問させていただきますが、今まで50分近く、経済文教の委員会の委員長の話を聞かせていただいて大変ありがたかったですけども、私はこのことをお聞きしたいのは、まず地方交付税の交付は年4回と記憶しておりますけども、今回、2億9,400万ですけども、そのうえに特交も、特別交付金もありますが、交付金は、特別交付金は何回あるのか。まあ、災害あるとか、オリンピックあるとか、そういうことで特交の分はとっておいて、余った時交付するように記憶していますけども、それで、今回、2億9,400万計上されたことは大変結構なことなんだけども、まず、現在、この交付金受けた9月決算でまあ、9ヶ月経ったのか。半年経ったのかな。6月と9月のあれだから、何回、交付されたのかお聞きしたいなというふうに思います。

それから、3番議員がおっしゃったことの延長ではありませんが、10ページのブナセンター費の工事請負費。彼は建物の話はしませんでしたけども、土地、その田子倉館の裏のほうには、農作放棄の農地がたくさんあるんだと。まあ、レストランのような話されましたけども、私は建物について申し上げたいんだけど、昭和になって、金持ちの家は土蔵を造るのは、土と壁で、（聴き取り不能）のように、こういう大きくして、ぶっつけて、そして、火災発生したときは屋根をめくれば、土蔵残るということで土蔵、土の蔵とっておいたけども、今回は私の言いたいのは、あの建物を壊すというのは、たしかに説明もありました、駐車場を整備するために、段差もあるしという言い方しましたけども、あれは豪華な、金持ちの、田子倉出身でもなければ、ああいう建物はできなかつたんですよ。まあ、この立ち上げ、2階建てとなると臥梁を組むわけですけども、私は専門ではありませんけども、屋根、軒先、桁。あれも全部コンクリーなんです。そして今、きれいに植物が、ツルのよう

なのがあって本当にきれいだが、田子倉館のあの中での展示しているものに似合うものであろうなというふうに思うんで、建物はもらったが土地はもらってねえということで、建物壊すというんだけど、私は非常にもったいないなと。あの建物は今できませんよ。人入っているわけではありませんから、耐震調査したが、なんていうわけではないでしょうけれども、私はあの建物を壊して駐車場にするというほどの人が来られるのかどうかわかりませんが、とりあえず、役場の前の駐車場あります。職員は毎日ではありませんけれども、やっぱり観光バス来るときなんかはわかると思うんで、裏のほうの駐車場を利用しても、当分の間はやはり、あの建物は壊してほしくない。あの駐車場から裏を歩いて通れる道路を、今の田子倉館の横を通って、三石神社のところに突き当たるあの道路に、私は道路を入れて、あの建物は残すというふうにはできなかったのかなというふうに思いますけれども、もう予算さ計上されておるわけだし、今、この旅行村の施設の経営状態、田子倉館のことやら、亀岡の土地の買収。様々の話ありましたけれども、私はこれ、反対するものではありませんが、今反対したってどうにもなりません、経済の報告、委員長受けて、ああこうだったのかというふうに認識はしました。しかし、土地の駐車場を造るっていうのに邪魔だからということは俺は、土地は脇は見つけられるわけだ。裏のほうは農地の放棄された耕作地があるわけだけども。その点1点と、それから地方交付税は、普通交付税は4回と記憶していますが、何月と何月と何月なのか。特交というのは熊本火災とか、オリンピックとか、そういうのが無い年は特別交付金は多く配付されると思うんですけども、いかがでしょうか。この2点だけ。1回だけでいいです。時間、一服すんなんねえ。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 普通交付税の交付時期であります、年4回であったと記憶をしてございます。4月、6月、9月、もう一回、12月か1月だったと思いますが、年4回だというふうに記憶をしてございます。そのほかに、まあ1回確定はしますけども、微調整によりまして追加交付等々ある場合もござりますが、その場合はまあ、改めてまたその修正額の交付があるものというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 田子倉館、お願い…
総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 田子倉館の建物改修の関係でご質問ございました。たしかに、あのような建物、もう一度造れといったら、なかなか難しいかもしれません。先ほど説明で

も申し上げましたけど、昭和29年頃に建造されたというふうに記録がありまして、昭和55年頃改修をしているということで、全体的には全て、もうコンクリートで造られてまして、なんていうんですかね、不動産鑑定も入っていただいて、文化財的な価値があるか・ないかという評価もしていただいたんですけれども、ここまで改修していると、そういう価値はもうすでにないというようなお話がまずありました。であの、そして、これからあの、前からも申し上げてますけど、裏手の整備ということになるわけですけれども、鈴木議員ご承知のとおり、あそこはすごく段差があって、道路があ、横に抜けてるんですけれども、先ほど三石神社に行く町道の横道に繋がってますけれども、あそこに擁壁があって、すごく段差が、高いところに蔵が上がっていたりして、なかなか管理も容易でないような位置構成になっております。今後、有効活用、あの土地を有効活用していくうえでは、そこをきれいに整地をして利用したほうが利用効果が上がるのではないかというようなことで今回、予算に挙げさせていただいたということをございますので、ご理解をいただければと思います。

○9番（鈴木 征君） 地方交付税等については、決算委員会にありますので、決算委員会でいろいろ、質疑させていただきたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、速やかに。

○総務課長（新國元久君） ただ今の交付税の交付時期のお話でありましたが、すみません。年4階でありまして、すみません、4回目は11月の予定となっております。申し訳ありません。修正させてください。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

1番、右一君。

簡潔にお願いします。

○1番（酒井右一君） 先ほどの続きですが、この13ページの業務委託料。これについて、今後についても継続していくので、私達というか、私の覚悟、それから町長の覚悟をお伺いしたいが、どうしてもその、地方自治法の244条では説明がつかない部分が私はあると思ってます。今後、この業務委託契約を執行するにあたって、前提として、基盤として、指定管理者制度。これを根本にしてやっておく、いかれるおつもりか。そうでなければどういう形なのか。覚悟してお伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 町長にご質問でございますが、前段、事務的なことというか、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

これあの、これまでも委員会の中で、酒井議員からは、本施設については、自治法の244条において、地方自治体が収益施設へ投資する。その制限についてはどうなんだということでご意見・ご質問いただいております。まずあの、この施設についての基本的な設置目的でございますけども、この設置目的は、この当時の昭和49年制定しております旅行村の設置条例。これに明記されております青少年の健全な旅行の促進と、心身の健全な育成を図り、併せて過疎地域の振興に資する。これがまったくこの目的でありまして、それに沿った形で施設を整備して、そして、これまで40何年らい、それを運営してまいりました。これはその目的に沿った形で、その運営のあり方を、これが自治法の改正によりまして、平成15年に指定管理者制度ができました。で、それによって、民間の、まあ、力によって、より有効、効率的な施設運営をするために、この指定管理者制度を設けて、只見町も平成18年からその指定管理者制度に移ってまいりました。よって、なんら、この設置目的が収益を上げる施設ということではなくて、あくまでもこの集客施設であると、集客施設であるということを前提に置いております。その前提において、その、より町民の方が利用しやすく、多くの町民の方に利用していただくということが勿論、大前提にあります。それが設置の目的にも、今申し上げた基本がありますので、それを果たしたうえで、より収益性を高めることができれば、これは望ましいことでもあるわけですから、1番目にある、大原則に、原則にあるということは、集客施設。集客において、これからどれだけの交流人口を拡大していくかということが根本にあるというふうに考えておりますので、それをもって地域活性化に資するというふうに考えておりますので、この基本的な考え方は何ら変わるものではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 私そのものは、今で言う244条の絡みもありますが、指定管理者制度は導入はそう、変えるということはなかなか難しいはずですので、それは基本になると思います。先ほどらい、話がありました、そのスノーピークとの兼ね合いでの議論でちょっと私申し上げましたので、三つの案があるという、スノーピークが今結んでいらっしゃる内容については三つあるということはあると思うんです。その中にはスノーピークが指定管理を直接受ける場合もあるでしょう。ところが、振興公社が指定管理を受けていて、そこに誘客

とか、経営指導をする業務協定とか、それは委託事業になると思います。そういった形の経営の形を変えるということだけであって、指定管理者制度そのものは、この後も繋がるというふうに私は理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

3回目。

○1番（酒井右一君） 現段階の答弁からは、将来、この想定されておる、この設計管理委託料の範囲内は指定管理者制度によるものという答弁だったと理解してよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今の段階では、そういうふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第60号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、暫時、休議いたします。

3時30分から開会しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

○議長（齋藤邦夫君） 会議を再開いたしますが、今日の議事日程は、全て、時間外になりましてもやりたいと思いますので、ひとつご協力をお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第61号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第61号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,896万1,000円とする内容でございます。

それでは5ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、国庫補助金としまして、財政調整交付金の特別調整交付金。それと、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金についてですが、704万3,000円ということで、科目の変更ということでお願いしたいと思います。続いて繰入金ですが、一般会計繰入金としまして職員給与費等繰入金ということで一般旅費分の不足分を10万円繰入させていただいております。続いて、基金繰入としましては、平成28年度の療養給付費及び退職交付金実績の償還等により増額が必要となったために290万円ほど増額させていただいております。

裏のページ、6ページをご覧いただきたいと思いますが、こちら歳出になります。総務管理費の一般管理費として普通旅費、一般旅費の10万円増額。これにつきましては、県国保広域化に係る福島市町関係が想定よりも件数が増えておりまして不足が見込まれることから10万円の補正をお願いしております。続いて、保険給付費の一般被保険者療養費でございますが、4月から7月までの療養実績によりまして、今後不足が見込まれるということで50万円の増額をお願いしております。続いて、保健事業費でございますが、特定健康診査等

事務費の中の委託料につきましては、特定健診委託料ということで67万8,000円の減額。こちらについては4月から5月の集団検診の実績により不用残ということで減額させていただいております。負担金につきましては施設検診負担金ということで、特定健診を受けないでドック受診された方に対する特定健診分の補てん分ということで28万5,000円の増額でございます。続いて、7ページの償還金でございますが、療養給付費等負担金返還金、退職者医療交付金返還金とも前年度分の精算によります返還となります。予備費236万1,000円の減額で調整をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 6ページ、集団検診のところですが、これ、前年比で増えているのか、減っているのかだけお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 集団検診につきましては、前年度よりも、基本健診分につきましては、国保関係については10件の増。後期高齢関係の方は43件の増。あと（聴き取り不能）関係としては9件減というような状況で、全体としては増加しております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 6ページの最下段、28万5,000円の補助金の、これは何名様でしょうか。教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 32件程度でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第61号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第62号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第62号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,865万3,000円とする内容でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、款の国庫委託金。（2）国庫委託金、款の3、支払基金交付金。につきましては、現段階で確定している見込み額の増減ということで記載させていただきました。で、款の8の諸収入の過年度収入については、実績によりましてそれぞれ交付金の増減を計上させていただいております。

次ページにいきまして歳出ですが、款の2の保険給付費の介護サービス等諸費。同じく介護予防サービス等諸費につきましては財源内訳の変更でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。続いて、7ページの款の2、保険給付費の項の4の高額介護サービス等費。同じく高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス費につきましても財源内訳の変更となります。高額医療合算介護予防サービス費の負担金につきましては、高額医療

合算介護予防サービス費負担金の1名該当になったことから3万2,000円の増額をお願いしております。続いて、8ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらの款の2の保険給付費。項6、特定入所者介護サービス等費から款の4の地域支援事業費、項1、介護予防・生活支援サービス事業費。項の2、一般介護予防事業費についても財源内訳の変更でございますのでお願いしたいと思っております。続いて、9ページ、款の4、地域支援事業費の項の3、包括的支援事業・任意事業費につきましても財源内訳の変更でございますのでよろしくお願いしたいと思っております。続いて、款の7の諸支出金の償還金でございますが、こちらは説明のほうにいくつか載っておりますが、過年度分の精算に係る返還金となっておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） ページの、9ページ。これあの、包括的支援事業になってるんですが、これはあれですか。要するに、要支援者が対象とした分になりますか。この言葉の中身が、5ページでは、歳入のところの5ページの地域支援事業交付金と、総合事業以外の地域支援交付金という、二つ出てくるんですが、で、私の理解はこれはあの、介護予防交付金と出てないんで、要支援1と2の人の対象にした交付金額かなというふうに捉えているんですが、その辺の内容について説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 9ページの包括的支援事業費につきましては、介護事業の中の任意事業費ということになっておりますので、要支援1・2以外の方も対象になっております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第62号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第63号 平成29年度只見町交流施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） それでは、議案第63号 平成29年度只見町交流施設特別会計補正予算（第1号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算、それぞれ65万7,000円を追加し、歳入歳出予算の、それぞれ6,365万7,000円とする内容のものでございます。

ページをお開きいただきまして、5ページをご覧ください。歳入でございますが、繰入金としまして、1目の一般会計繰入金として65万7,000円。これ、一般会計でご説明申し上げた事業費に繰り入れるものでございます。

続いて、ページ、6ページをご覧ください。歳出でございますが、交流施設費の1目の総務管理費に7万1,000円、役務費としてお願いしてございます。これについては、手数料として季の郷湯ら里という名称。このロゴ。これを商標登録をするものでございまして、これは継続、10年間の登録が満了しますので、継続して登録をするための手数料になってございます。続きまして2目の施設整備費であります。需用費として58万6,000円

をお願いしております。修繕料でございます。これにつきましては湯ら里の消防施設。それからむら湯の給湯管。加えまして、その他、緊急対応のために修繕料として58万6,000円お願いするものでございます。

交流施設特別会計の説明は以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） ちょっと知らなかったんでお伺いします。商標登録の手数料って、これ、10年間しか有効期間がないわけですか。10年ごとに、これ、登録し直す、し直すっていうか、手数料取られるわけですか。ということは、10年目であれば、当然あの、当初予算に出ててもおかしくないんじゃないかなと思うんですけど、当然、降って湧いてきたわけではないと思いますが、どうなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） この商標登録であります。10年間ということで、当初、平成9年から、今回2回目の手続きになるものでございます。ご指摘のとおり、当初わかっていたら、当初であげられたんじゃないかということでございます。大変申し訳ございません。当初でこの案件、落としておりました。今回、補正でお願いするものでございます。よろしく願いいたします。申し訳ありません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第63号 平成29年度只見町交流施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり

り可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りをいたします。

日程第10、認定第1号 平成28年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第13号 平成28年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、議長、議会推薦の監査委員を除く議員9名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

しがたって、認定第1号から認定13号については、議長、議会推薦の監査委員を除く議員9名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので、特別委員会で互選をお願いします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第7条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、決算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

当局は、暫時、退席願います。

休議します。

〔当局 退席〕

休憩 午後3時48分

再開 午後4時19分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

決算特別委員会の委員長に酒井右一君、副委員長に山岸国夫君が選任されましたので報告をいたします。

お諮りをいたします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第1号から認定第13号については、会議規則第46条第1項の規定によって、9月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第13号については、9月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において、審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第6号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第23、報告第6号 平成28年度只見町の健全化判断比率について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第6号 平成28年度只見町の健全化判断比率について報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、別紙のとおり報告するものであります。

一枚めくっていただきたいと思います。平成29年8月24日付、只見町代表監査委員、山内幸三から結果をいただいております。

平成28年度只見町財政健全化判断比率の審査結果についてということでの報告であります。標記について、平成28年8月8日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いたしますということであります。

一枚めくっていただきますと報告書がございます。平成28年度財政健全化審査意見書。1番としまして審査の概要であります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をしたということであります。2としまして審査の結果。(1)総合意見であります。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということであります。記としまして、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の記載が下表にありますのでご覧をいただきたいと思っております。(2)といたしまして個別意見ですが、①実質赤字比率についてということであります。平成28年度の実質赤字比率は、昨年に引き続き実質赤字額が生じていないため算出されないということであります。②連結赤字比率につきましても、平成28年度の連結実質赤字比率は、昨年に引き続き連結実質赤字額が生じていないため算出されないということであります。③としまして、実質公債費比率であります。平成28年度の実質公債費比率は3.1パーセントとなっており、前年比0.2ポイントの増となっている。これは普通交付税の減や各種起債の償還開始による元利償還金等の増等によるものである。早期健全化基準の25.0パーセントと比較するとこれを下回っているということであります。④であります。将来負担比率については、平成28年度の将来負担比率は、昨年に引き続き将来負担額が生じていないため算出されないということであります。(3)番としまして、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないということですので意見書をいただいております。

以上であります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第7号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第24、報告第7号 平成28年度只見町の資金不足比率について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第7号 平成28年度只見町の資金不足比率についてであります。

これにつきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

一枚めくっていただきますと、代表監査委員からの報告がございます。平成29年8月24日付であります。只見町の山内代表監査委員からの報告であります。平成28年度只見町資金不足比率の審査結果についてということで、平成28年8月8日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いたしますということであります。

一枚めくっていただきますと、意見書、別紙がございますので、ご覧いただきたいと思えます。1番としまして、審査の概要であります。この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をしていただいたものであります。2番としまして審査の意見。

(1) 総合意見であります。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと見受けられるということであります。下に表がありますのでご覧いただきたいと思えます。簡易水道特別会計、集落排水事業特別会計のものでございます。(2)の個別意見。①資金不足比率についてということであります。平成28年度の各特別会計資金不足比率は、昨年に引き続き資金不足が生じていないため算出されない。早期健全化基準の20.0パーセントと比較すると良好な状態にあると認められるということであります。(3)番としまして、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないということで意見書をちょうだいしております。

以上であります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第8号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第25、報告第8号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 報告第8号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

ページをお開きいただきますと、決算報告書でございますが、第22期として平成28年4月1日から29年3月31日における決算報告となっております。1ページでございますが、貸借対照表でございます。29年3月31日現在でございます。資産の部として、流動資産、固定資産等、合計であります。下段の2,677万5,513円となっております。右側の欄でございますが、負債の部でございます。流動負債等、負債の部の合計が688万3,271円。それから純資産の部でございますが、株主資産が1,989万2,242円。利益剰余金としてマイナスの635万7,758円。よって、純資産の部の合計であります。1,989万2,242円。負債及び純資産の部の合計が2,677万5,513円となっております。それから、右側、2ページでございますが、損益計算書になってございます。これにつきましては、純売上高、売上原価を差し引きましての売上総利益が5,665万6,746円。そこに販管費、営業損失、(聴き取り不能)費を引きまして、営業損失として461万6,206円となっております。その下段、経常損失であります。経常損失として460万3,602円でございます。最下段の当期損失として478万7,812円という内容になってございます。ページをめくっていただきまして、3ページには販売費及び一般管理費の内容が記載になっております。4ページには株主資本等変動計算書になっておりますのでご覧いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第9号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第26、報告第9号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 報告第9号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

開いていただきますと決算報告書。第19期になります。平成28年4月1日から29年3月31日においてでございます。表紙めくっていただきますと、1ページに貸借対照表がございます。左の列であります。資産の部でございます。流動資産5,848万8,18

9円を含めます固定資産、有形固定資産、その他資産合計であります。最下段の6,034万4,428円となっております。右の列でございますが、負債の部でございます。流動負債、以下、負債の合計が2,005万1,438円となっております。純資産の部につきましては、株主資産4,029万7,790円。資本金が4,320万でございますので、利益剰余金として三角、マイナスの290万7,210円。純資産の合計が4,029万2,790円。最下段、負債、純資産合計が6,034万4,228円となっております。2ページの損益計算書でございますが、純売上高、それから売上原価と差し引きましての売上総利益が3,743万3,784円となっております。それに販管費を引きます営業損失が531万2,212円になってございます。営業外収益、営業外費用を引かしての経常利益であります。595万5,241円。最下段、当期純利益であります。577万241円となっております。ページ、3ページでございますが、販管費についての内容一覧になってございます。4ページについては株主資本等変動計算書になっておりますのでご覧いただきたいというふうに思います。

以上、報告説明終わります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第10号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第27、報告第10号 南会津地方土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第10号 南会津地方土地開発公社の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

一枚めくっていただきたいと思えます。ちょっと小さい印刷になりますが、左側に、平成28年度の貸借対照表、右側に平成28年度の損益計算書がございます。南会津地方土地開発公社であります。これ、すでにご存じのこととは思いますが、郡内4町村が出資をして行っている公社でございます。貸借対照表の中には資産の部としまして、資産合計757万6,504円。そしてその下、一番下で、資本の部で、資本金ということで基本財産500万円。これが4町村の出資でございます。準備金ということで前期繰越準備金。これあの、

過日であります。過日でこうなってきたということでもあります。そして、(2) 当期損失で4万6,134円ということでありまして、最終的に負債資本合計が757万6,504円ということでもあります。裏ページをご覧をいただきたいと思います。財産目録であります。流動資産といたしまして現金及び預金。普通預金で7万6,504円。定期預金で750万円ということでもあります。3ページをご覧をいただきたいと思います。キャッシュフロー計算書ということになっておりまして、お金の動きが一番わかりやすいかと思いますが、中段、その他の業務支出で7万2,000円の執行がございました。これは町民税等でございます。そして、利息の受け取りが2万5,866円あったと。最終的に28年度の事業活動によるキャッシュフロー4万6,134円の赤字であったということでもあります。これによりまして最下段であります。現金及び現金同等物であります。増加額または減少額。減少で4万6,134円。期首の残高が762万2,638円でありましたが、期末の残高は4万6,134円減りまして757万6,504円であったということでもあります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労様でした。

上着をひとつ、着用してください。

以上で、本日の会議を散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午後4時35分)